

今治版ネウボラ

「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画



令和4年4月

今治市



目次

1 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨	3
1-2 検討方法	4
(1) 検討体制	4
(2) 検討組織における協議	5
(3) 先進事例調査	7
(4) 関係団体ヒアリング調査	7

2 子どもを取り巻く状況

2-1 今治市における人口の動向	11
(1) 人口の状況	11
(2) 将来推計人口	12
2-2 今治市の子育て支援施策に関する主な意見	13
(1) 今治市子ども・子育て会議「未来子育て部会」	13
(2) こどもが真ん中親会議	14
(3) 庁内ワーキンググループ「プロジェクトチーム会議」	15
(4) 関係団体（ヒアリング調査）	18
2-3 ネウボラ、子育て支援施策の先進事例	20
(1) 先進事例調査（詳細調査）の結果	20
2-4 今治市における取組課題	29

3 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設に向けた取組

3-1 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」について	33
(1) 目的	33
(2) 対象	33
(3) 機構として位置づけるもの	33
3-2 施策の基本方向	36

3-3 重点施策	37
(1) 母子保健、福祉、教育の情報共有のイメージ	38
(2) 市域の広さをカバーする相談体制の構築イメージ	40
(3) 就学までの切れ目ない母子保健等の支援体制イメージ	41
3-4 基本方向ごとの施策	42
(1) 切れ目のない情報提供と情報共有	42
(2) 相談支援サービスの拡充	44
(3) 母子保健事業の推進	46
(4) すべての子どもに寄り添った支援	48
(5) 子どもの人権・権利を守る体制の強化	51
(6) ネウボラ中核施設の整備とサテライトの充実	52
(7) その他	53

4 資料

4-1 検討組織の委員名簿	57
(1) 今治市子ども・子育て会議	57
(2) 今治市子ども・子育て会議「未来子育て部会」	58
(3) 庁内ワーキンググループ「プロジェクトチーム会議」	59
4-2 先進事例調査（基礎調査）の結果	61

1 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

今治市では、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村計画として、令和 2 年 3 月に「第 2 期今治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭を支える教育・保育事業、子育て支援、仕事と家庭の両立、教育環境、心の健やかな成長、要保護児童への対応、健康づくり、子どもの安全の充実を目指した取組を推進してきました。

しかし、本市の子ども・子育て支援事業は担当が複数の部署にわたっているため、情報共有や連携を図りながら対応しており、市民からは体制や窓口がわかりにくいといった声も聞かれ、低年齢時からの保育ニーズの増大をはじめ、子育て支援、教育や健全育成の充実、児童虐待の防止など、子どもを取り巻く状況に即応し、これまでの取組をより高度化するための仕組みが求められています。

そこで、第 2 次今治市総合計画後期基本計画、第 2 期今治市子ども・子育て支援事業計画、さらには関連計画との整合を図りながら、今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」の創設を目指した計画を策定することとしました。

■ネウボラとは

- フィンランド語で“相談の場”という意味。行政が妊娠や出産、子育ての支援をする拠点で、日本でいう保健センターのようなもの。
- 各自治体の取組は様々ではあるが、各家庭に担当保健師が付き、母子だけでない父親など家族全体への継続支援で信頼関係を築いていくのが特徴で、子育て世帯と行政を 1 本の強い「絆」で結び、虐待などの問題の早期発見にもつながる取組ともいわれている。

■子ども家庭総合支援拠点の設置について

- 管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものとして、平成 28 年度の児童福祉法改正により市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。
- 平成 30 年 12 月「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が決定され、令和 4 年度までに「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置する計画となっている。
- 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」の創設に向けては、今治市中央保健センター内に設置されている「子育て世代包括支援センターマタニティコンシェル『ばりハート』」との連携が不可欠である。

(2) 検討組織における協議

① 今治市子ども・子育て会議

■ 会議の開催

日程	主な協議内容
第 1 回 令和 3 年 7 月 20 日	- 第 2 期今治市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について - 未来子育て部会の設置について - 意見交換
第 2 回 令和 4 年 3 月 23 日	- 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画の策定について - 意見交換

② 今治市子ども・子育て会議「未来子育て部会」

■ 会議の開催

日程	主な協議内容
第 1 回 令和 3 年 8 月 24 日	- 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画の策定について - 意見交換
第 2 回 令和 3 年 11 月 24 日	- 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画策定における検討組織の経過報告 - 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画の方向付け及び計画骨子案について - 意見交換
第 3 回 令和 4 年 3 月 2 日	- 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画の策定について - 意見交換
第 4 回（書面会議） 令和 4 年 3 月 15 日	今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画の策定について

③ こどもが真ん中親会議

■ 会議の開催

日程	主な協議内容
第 1 回 令和 3 年 8 月 17 日 23 日 30 日	- 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画の策定について - 今治市の妊娠期から子育て期の支援について - 今治市の子ども・子育て支援事業について - 妊娠期から子育て期のライフステージに応じた今治市のサービスや支援等に対する意見や要望

日程	主な協議内容
第2回 令和3年10月22日 25日 27日	• 妊娠期から子育て期のライフステージに応じた今治市のサービスや支援等に対する意見や要望に対する市の回答 • 意見交換

④庁内ワーキンググループ「プロジェクトチーム会議」

■会議の開催

日程	主な協議内容
第1回 令和3年6月22日	• プロジェクトチームの事業内容、目標、報告等のスケジュール • 研修「ネウボラ未来子育て支援の動向」 • 現在の子育て支援施策について • 意見交換
第2回 令和3年7月28日	• 検討スケジュールについて • 母子保健事業及び子育て世代包括支援センター事業について • ネウボラ先進自治体の取組について • 新規・拡充した子ども・子育て支援事業について • 意見交換
第3回 令和3年8月31日	• 計画策定における各セクション等の状況 • 子育て支援施策上の課題・問題点、解決策に関するグループワーク
第4回 令和3年9月27日	• 計画策定における各セクション等の状況 • 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画目次構成案 • 意見交換
第5回 令和3年11月9日	• 計画策定における各セクション等の状況 • 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」の創設に向けた取組の内容検討 • 意見交換
第6回 令和4年2月8日	• 計画策定における各セクション等の状況 • 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」の創設に向けた取組の内容検討 • 意見交換

(3) 先進事例調査

■ 調査の概要

日程	基礎調査		詳細調査
調査時期	令和3年7～8月		令和3年10～11月
調査方法	・WEB調査		・書面調査
主な調査内容	・ネウボラ、子育て支援施策の先進事例		・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点について ・ワンストップ窓口について ・0～20歳前までの悩みや不安の相談対応について ・個人カルテファイルについて ・妊娠期から学齢期までの健診結果等管理システムについて
調査自治体	北海道滝川市 山形県酒田市 福島県伊達市 茨城県古河市 群馬県桐生市 群馬県館林市 埼玉県ふじみ野市 埼玉県和光市 埼玉県本庄市 千葉県浦安市 東京都八王子市 東京都東村山市 富山県富山市 山梨県甲斐市 長野県須坂市	静岡県三島市 静岡県富士宮市 三重県名張市 滋賀県長浜市 滋賀県近江八幡市 京都府亀岡市 大阪府大東市 大阪府吹田市 鳥取県鳥取市 島根県松江市 岡山県津山市 山口県山口市 福岡県春日市 福岡県久留米市 佐賀県唐津市	福岡県春日市 福岡県久留米市 鳥取県鳥取市 島根県松江市 岐阜県岐阜市

(4) 関係団体ヒアリング調査

■ 調査の概要

調査日	令和3年11月9日
調査対象	・いまばりファミリー・サポート・センター ・学校法人今治普門学園
調査方法	・事前に調査項目を示した上で聞き取りを実施
主な調査項目	・実施している事業を通じて感じている今治市の子育て環境の課題について ・課題解決に向けて市が取り組むべきと考えること ・課題解決に向けた団体としての取組について ・今治市の子育て環境の充実に向けて、市・民間団体の役割分担や連携方法等の考えについて

2 子どもを取り巻く状況

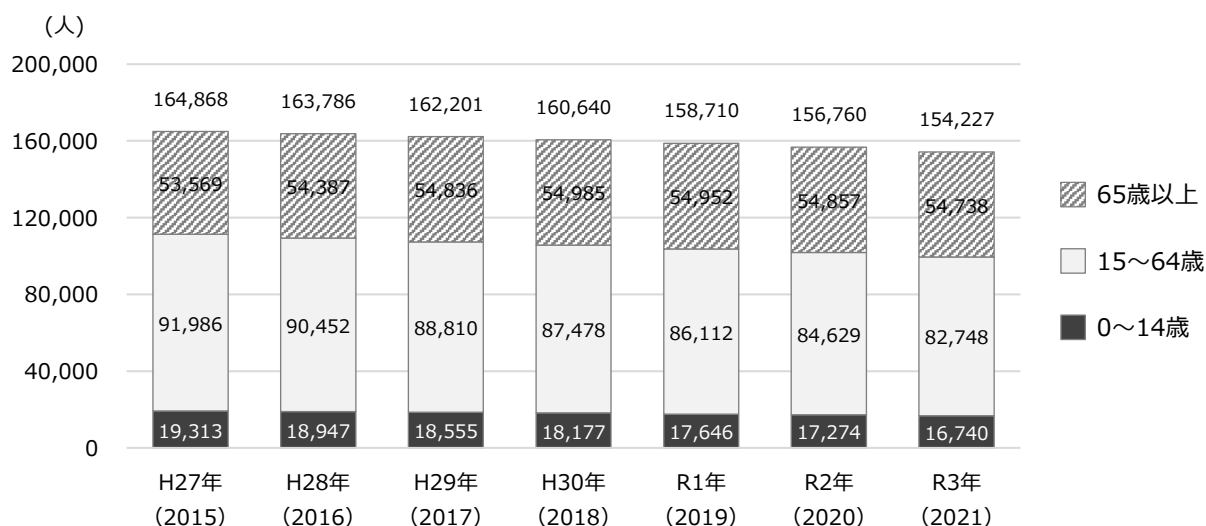
2-1 今治市における人口の動向

(1) 人口の状況

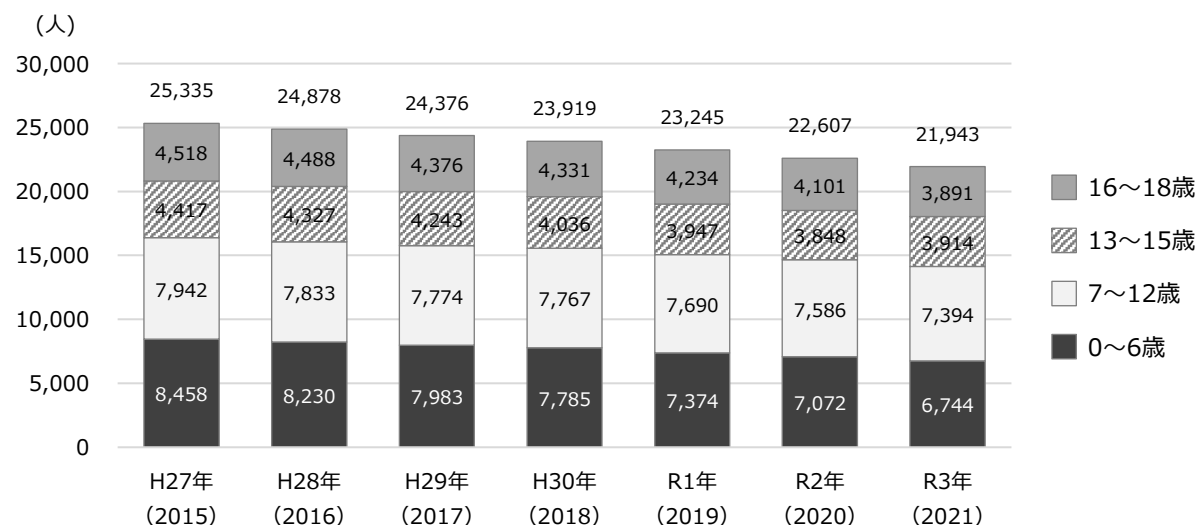
住民基本台帳における平成 27 (2015) 年から令和 3 (2021) 年の人口推移をみると、総人口が減少傾向にある中、少子高齢化が進行しています。令和 3 (2021) 年 10 月 1 日現在、総人口は 154,227 人、0～14 歳 (年少人口) は 16,740 人、15～64 歳 (生産年齢人口) は 82,748 人、65 歳以上 (老年人口) は 54,738 人となっています。

同期間における 0～18 歳人口は各年齢層ともに減少がみられますが、特に就学前児童に相当する 0～6 歳が 20% 減少しています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



■ 0～18 歳人口の推移



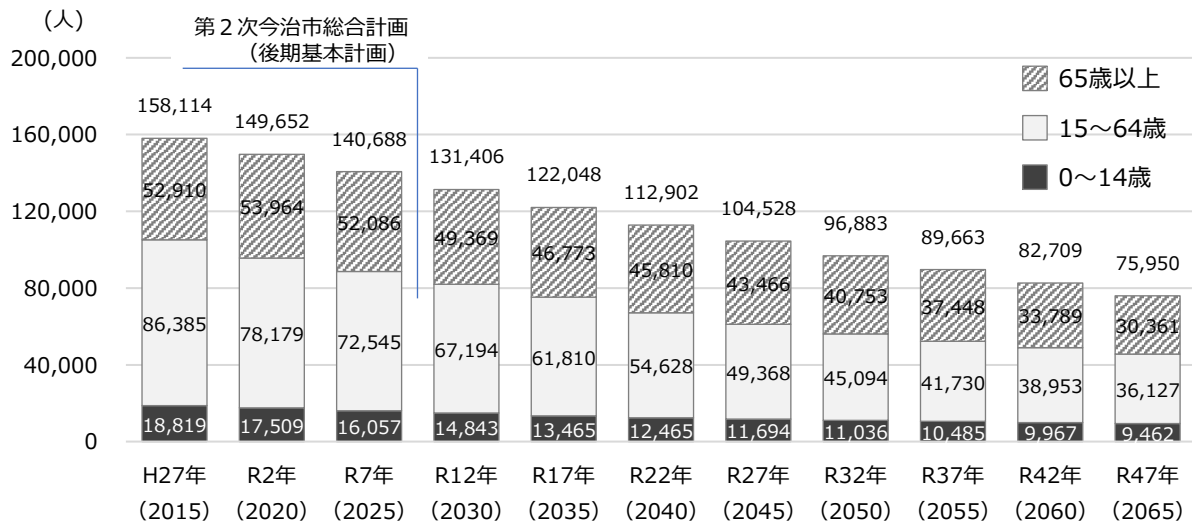
(2) 将来推計人口

①第2次今治市総合計画（後期基本計画）における推計人口

本市の将来推計人口については、今治市人口ビジョン（令和2年3月改訂版）が示す令和47（2065）年までの推計結果を用いています。

後期基本計画の最終年度となる令和7（2025）年度では、総人口140,688人、0～14歳（年少人口）16,057人、15～64歳（生産年齢人口）72,545人、65歳以上（老年人口）52,086人になることが見込まれています。

■将来推計人口

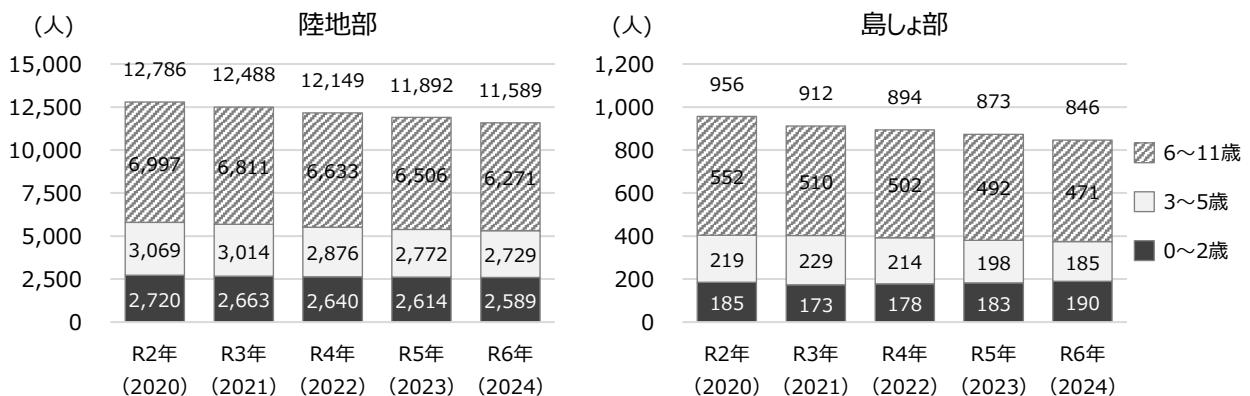


※第2次今治市総合計画（後期基本計画）

②第2期今治市子ども・子育て支援事業計画における子どもの人口の見通し

令和6（2024）年度までの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を設定するため、子どもの人口の見通しを陸地部と島しょ部に分けて行っています。

■子どもの人口の見通し（0～11歳）



※第2期今治市子ども・子育て支援事業計画

2-2 今治市の子育て支援施策に関する主な意見

(1) 今治市子ども・子育て会議「未来子育て部会」

①第1回（令和3年8月24日）

■今治市における子育て支援の現状についての意見交換

- ・地域では保健師がカバーしなければならない範囲が大きく、それに伴ったスキルアップが求められている。また、地域の中でのコーディネーター的な機能がなかなかないと複数の保護者から聞いていた。
- ・市役所では様々な担当課が子育て支援施策を実施しているが、子育て世帯にとっては複雑でわかりにくい印象である。施策と施策を一緒にしたりするなど、わかりやすく市民に伝わる方法も考えてもらいたい。

■今治版ネウボラ「未来子育て支援機構(仮称)」についての意見交換

- ・対象年齢は18歳までとする。
- ・現時点では、子ども・子育て支援事業計画の内容も踏まえた上で、本計画の中にも対象分野が盛り込まれていくという考えとする。
- ・子育てのことならここに相談することができるという、わかりやすい窓口があれば、子育て支援施策のアピールとなるのではないか。
- ・地域に民生委員・児童委員だけではなく、気軽に子育てについての相談ができる仕組みがあればよい。民生委員・児童委員であると敷居が高い印象を持つ人もいると思う。
- ・今治市における地域特性を踏まえながら、本計画が進んでいけばよいと思う。

②第2回（令和3年11月24日）

■今治版ネウボラ「未来子育て支援機構(仮称)」創設計画に盛り込む施策について意見交換

- ・本市の子育て支援施策は他の自治体と比較しても様々な取組がある。いかに統括、横の連携をしっかりとやるかがポイント。また、子育て世帯への情報提供をわかりやすく伝えられる仕組みづくりをしてほしい。
- ・国が進める「こども家庭庁」の整備も踏まえながら、虐待や不登校への対応、トータルで子どもをどう育てるかが必要である。その意味で教育部門との連携が大事で、各機関が連携して対応できるかをしっかり計画に盛り込めるよう期待する。
- ・フィンランドのネウボラでは、保健師だけでない、日本でいう社会福祉士や助産師などの多職種で対応している。多職種で対応できる仕組みづくりをお願いしたい。
- ・施設に子ども・子育て支援員というか、特色のある支援員を置いたらどうかと思っていた。認定制度ではないので、まだ全国にはないが今治市が先駆けてはどうか。

- スクールソーシャルワーカーについて、愛媛県では大半が教員出身の人が務めているが、香川県では社会福祉士会から派遣されている。そういった第三者機関の目という観点も取り入れてみることも検討してほしい。
- 遊び場としては市内に7つある児童館がよい場所であると思っている。ない地域は公民館を利用するのはどうか。

③第3回（令和4年3月2日）

■今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画の策定について

- 保健師などの医療的なフォローだけでなく、心理的なフォローのため、公認心理士や臨床心理士などを加えた多職種でのアプローチも必要。
- 相談の場が増えても縦組織だけではうまくいかない。スクールソーシャルワーカーなどの横連携をコーディネートする役割も体制構築には必要。

（2）こどもが真ん中親会議

①第1回（令和3年8月17日・23日・30日）

■妊娠期から子育て期のライフステージに応じたサービスや支援等に対する意見や要望（その1）

- 母親の栄養面の支援、健康チェックを充実してほしい。
- 産後ケア事業、パパママ学級を充実してほしい。
- 人が集まる場所で育児相談をしてほしい。
- 予防接種手帳を電子化してほしい。
- 児童館を充実してほしい。
- こどもが真ん中応援券交付事業、今治市愛顔っ子（えがおっこ）応援券交付事業を充実してほしい。
- 子育て支援アプリ『いまばり子育て応援ナビ』の機能を充実してほしい。
- 遊び場、拠点施設、公園を充実してほしい。
- 幼児期からの教育を推進してほしい。
- 保育所や一時預かり事業を充実してほしい。
- 外国人への支援を充実してほしい。
- 国際色ある子どもたちが育つよう取り組んでほしい。
- 島しょ部における橋代を支援してほしい。
- 移住の際、子どもを含め家族ぐるみで、地域で受け入れる体制づくりを進めてほしい。
- スクールソーシャルワーカーの設置を充実してほしい。
- 妊娠中に休めるなど、働きやすい職場となるように市からの働きかけをしてほしい。

②第2回（令和3年10月22日・25日・27日）

■妊娠期から子育て期のライフステージに応じたサービスや支援等に対する意見や要望（その2）

- 産後ケア事業について、電話で相談後に訪問での申請ができるようになればよい。
- 子育ての座談会や講座は土日に託児付きで実施してほしい。
- 発達支援センター主催の保護者交流会は託児付きで実施してほしい。
- 放課後児童クラブには給食がないから大変である。
- 子育て応援ヘルパーについて、妊婦と産婦の登録が1度でいいか、電話でできるようにしてほしい。（産後の登録をしに行くのが難しかった。利用のタイミングを失う。）

（3）庁内ワーキンググループ「プロジェクトチーム会議」

①第1回（令和3年6月22日）

■子育て支援に関する“切れ目”についての意見交換

- 自分が発信した情報について、すべての機関が共有してくれたらよいが、どうしてもやっぱり共有されない。切れ目が生じるたびに毎回、家庭の状況とかを相談しなくてはいけない。やはり1人、信用できる人、例えば保健師等がついてくれていれば、楽になる部分はあると思う。
- 島しょ部ではIターンなどで移住者が子育てしていることが多かったりする。その中で、地元知っている人はいないが、移住者同士の関係があったりもする。また、保育所や学校との連携も多く、気になることがあれば支所の保健師にも連絡があり、関係機関で必要に応じて話し合いを持ちながら、子どもや家庭への今後の支援方針を決めている。

②第2回（令和3年7月28日）

■子育て支援施策の課題・問題点、解決に向けた意見交換（その1）

- 現状では3歳児健診の次は5歳時の就学前健診となるが、発達支援を充実する観点から4歳児健診の導入について考えられるか。
- 障がい児童用の「サポートブックばりばり」はあるが、他自治体にあるようなすべての児童（3歳児、5歳児）の子育て支援を一貫してフォローするサポートブックのようなものはどうか。
- 連携をスムーズに進める方法としてデジタルカルテを導入することについて、保育士における書類作成に多くの時間を要することは課題ではあるが、保育士1人ひとりにPCがある訳ではなく、現状ではデジタルデータで作成となると教室から離れないといけない。

- 保育所に来ている児童であれば、成長の過程や家庭の状況なども何となくはわかる。ただ、保育所等に入っていない未満児の支援（相談する・できる機会の少ない子育て世帯）のケアが今後大事かと思っている。

③第3回 グループ討議（令和3年8月31日）

■子育て支援施策の課題・問題点、解決に向けた意見交換（その2）

- 子育て世代包括支援センターでは、産婦人科、小児科、健診後のフォロー、健診に来られない方のフォローなど、切れ目なくどうフォローしていくかが課題となっている。
- 子育て支援に関する窓口がたくさんあるということが課題。組織の改編を視野に窓口の一本化が必要ではないか。関係機関を集約するために複合施設をつくったらどうか。
- 平日仕事をしている保護者が増加しているので、休日に相談できる場を拡充すべきである。
- ネグレクト、DVが起こっている家庭など、配慮が必要な子育て世帯への支援について、関係各課による情報共有も行われているが、全体としてまだ不十分な部分もある。例えば、保健師から全部つながっている電子カルテのようなツールで関係各課が相互入力できるような仕組みができればよいのではないか。
- 保育所・幼稚園を卒園して、小学校に上がる段階での連携が十分にできていないのではないか。就学してから子どもに混乱が生じる、保護者の新しい生活スタイルへの対応の難しさなどもあるのではないか。また、保育所・幼稚園に通っていない子どもを持つ保護者の相談できる場所がわかりにくい。
- 保育所、幼稚園を卒業してから就学まで1週間程度空白期間ができてしまう。共働き世帯で祖父母も近くにいない家庭は放課後児童クラブにも入れない、保育所も卒園後は面倒をみてくれない。また、放課後児童クラブは朝8時半からというところが多く、多くの会社では始業時間にあたるので不十分ではないか。
- 今治市では遊べる場所へ車での移動となり、また定番の公園などができにくいので、コミュニティが生まれづらく孤立につながっている。

④第4回（令和3年9月27日）

■今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設に向けた意見交換

- 情報が伝わらない、取りこぼしがあるので、情報の共有方法の仕組みづくり、ツールの活用を検討する必要があると思う。またそれを担っていく部署があるとよいのではないかな。それが施設や体制づくりにもつながってくるのではないかな。
- 情報にたどり着けない人がいるとは感じているので、情報共有の方法、情報提供の方法について改善が必要である。
- 発達段階によって子育ての悩みも変わってくると思うので、大まかな課題を明らかにすることも重要だと思う。その課題によって解決策や悩みに寄り添うような情報提供ができるのではないかな。
- 情報窓口の一本化が必要だと思う。相談窓口などもどこに行ったらいいのかを明確にしていくべきである。

⑤第5回（令和3年11月9日）

■今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画に盛り込む具体的施策の意見交換

- 保育所や認定こども園にも子育て支援コーディネーターの設置が想定されているようだが、現場の状況を考えれば役割を担うことは難しいかもしれない。
- マイ保育園、保育所に通っていない保護者が連絡するのは勇気がいる。子育て支援センターや児童館など別の場所に相談できるところがあるといいと思う。
- 保育所に通っている間は、保育士と話す機会が十分にあるが、小学校に入ると担任と話す機会が極端に少なくなる。学校との距離と保育所との距離が違い過ぎる。学校と保護者の間に相談等できる場所がワンクッションあるといいと思うので、6歳児以降の支援の一つとして考えられないかな。
- 全体的に就学前については支援が手厚くなっているが、6歳児以降の支援は足りていないのではないかな。
- 情報発信は子育てを今治市でしようと思ってもらえるよう、市内だけではなく市外、県外に対しても発信する必要があると思う。
- 専門の人材を確保すべきだと思うが、どんな事業をするにしてもマンパワーと財源が不足している。
- 中核施設については、1か所に集約するのはよいが、窓口の一本化、案内の在り方については検討していく必要があるのではないかな。どんな体制でやるのか、人員はどれくらい必要なのか等の議論に移った方がよいのではないかな。

④第6回（令和4年2月8日）

■今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画に盛り込む具体的施策の意見交換

- 情報共有を進めるにあたっては、情報漏洩などのリスクについても十分に検討していくことが大切だと思う。
- やみくもにたくさんの情報を発信するのではなく、ターゲットを決めて戦略的な方法での情報発信が重要ではないか。
- 情報共有（情報登録）について、転入者や転出者へのフォローも考えることが重要ではないか。
- 子どもを出産後、母親はなかなか外に出る機会がないので、同じ月齢の子たちを持つ母親同士のコミュニケーションは必要だと思う。
- 人づくりや新たな組織との連携強化の面から、事業展開において大学生と連携するのはよいと思う。
- 島しょ部への支援など、地域性を考慮した施策・事業の整理も必要である。
- 今治版ネウボラに関する市民への理解を深めるために広報活動に注力してはどうか。
- 今治版ネウボラでは、小学校就学後の取組をいかに充実していくかがポイントではないか。

（４）関係団体（ヒアリング調査）

①いまばりファミリー・サポート・センター

■事業の課題、事業を通じて子育て環境について感じていること

- 勤務終了時間と放課後児童クラブの終了時間（迎えの時間）が合わず、ファミサポに依頼してくる。長期休暇の時は放課後児童クラブの開始時間を早めてほしいという声がある。
- 放課後児童クラブから習い事への送迎の依頼が増えており、ファミサポでは人的に対応が難しい。子育てタクシーと連携したらどうか。
- 転勤族など是不慣れな場所で知り合いもいないので、いざという時のためにファミサポに登録する人が多い。
- ファミサポの依頼会員は、どんな人が子どもの面倒をみってくれるのか、どんな様子なのかわからないので、最初に利用するまでに時間がかかる。提供会員と触れ合える場所があれば、どんな人にみてもらえるのかわかるので利用しやすいかもしれない。
- 保育士、支援員、障がい児支援等保育・教育関係の経験のある人に提供会員として協力してほしい。特に障がい児について、障がい児の当事者団体との連携があれば専門的な対応ができるのではないか。

- ファミサポの提供会員に現金以外での対価を支払う制度が必要だと思う。ポイントを市内で利用できる制度を構築し、地域振興にもつなぐことができればよい。
- 市民が相談する際、窓口が一本化していたら利便性が高まるのではないかな。
- 病児保育室「キッズケア・青い鳥」や放課後等デイサービスは土日が休みなので、そこをフォローできるような施設があればよいのではないかな。
- 託児所があれば、各講座の参加者は増えるかもしれない。

②学校法人今治普門学園

■事業の課題、事業を通じて子育て環境について感じていること

- 発達障がいの子どもが増えている。小学校に支援学級があるように、各園にも支援学級の的なものがあればよいと思う。また、子育て支援の一つとして連鎖する保護者に向けた支援もできる園の運営ができたらよいと思う。
- 不登校児（小学校、幼稚園・保育所）について相談すると、あちこちたらい回しにされることが多い。窓口（教育部門、福祉部門）が多くて複雑であることから、子育て支援としてはワンストップの体制にしてほしい。
- 就学前と小学校入学との間に壁があると感じる。社会に巣立つ子どもを1人でも多くするためには、行政の役割分担もわかるが子どもへの支援を第一に考えて、一本化したトータルとしての支援が必要である。
- 市役所の窓口に行くのは敷居が高いので、商業施設に相談出張所をつくって、そこに中高生のためのフリースペースも設置してはどうか。
- 今治版ネウボラは18歳（高校卒業するまで）までを対象とすることが望ましいと思う。小学生までを対象とした支援は多いが本来はその後が重要だと思うので、総合的にみることができるような政策が必要である。
- 本市には島しょ部もあるので、それぞれ地域で子どもが様々なことを話せるような居場所をつくる必要がある。
- 子育てに悩んだ時に、市役所の窓口にはチラシなどが置いてあるが、そういう情報を商業施設など身近な場所に置くとかICTを活用することも今の時代は必要ではないかな。
- SNS（LINE等）を通じて市からの情報が流れてくるが、母子手帳配布時に登録してもらい、相談の情報や紙媒体で周知している情報などを発信したらよいのではないかな。また、届かないといけない保護者への情報周知が必要である。
- 子どもに将来何人子どもがほしいかと問うと2人と答えるが、結婚すると1人と答える。ギャップを埋めるために大人たちができることをしていかなければならない。

2-3 ネウボラ、子育て支援施策の先進事例

(1) 先進事例調査（詳細調査）の結果

①愛知県春日市

1 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点について

①子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点(併設)における職務内容の区別について

■子育て支援担当(拠点担当係)

	事務	保育士	社福祉	心理士	業務内容
正規	2	1			児童センター管理業務、DV相談、課庶務、病児保育事業
再任用					
任期付	1				事務補佐
会計年度任用		2	3	1	利用者支援事業・基本型、ファミサポ、家庭児童相談、要対協調整
計	3	3	3	1	

■母子保健担当

	事務	保健師	助産師		業務内容
正規		5			3歳児健診、予防接種、産前・産後サポート、産後ケア 妊産婦健診、特定不妊治療
再任用					
任期付	1				妊産婦応援タクシー、事務補佐
会計年度任用		4	1		包括、乳児家庭全戸訪問、4か月児・10か月児・1歳6か月児健診
計	1	9	1	0	

■発達支援担当

	事務	保健師	保育士	その他	業務内容
正規	2	1	1		親子教室、通級指導教室
再任用			1		ペアレントプログラム
任期付	1				事務補佐
会計年度任用		1		8	発達相談対応、受給者証発行
計	3	2	2	8	

■療育担当

	事務	保健師	保育士	その他	業務内容
正規	1		2		乳幼児の療育に関する業務
再任用			1		乳幼児療育訓練施設の運営
任期付					
会計年度任用			5	2	
計	1	0	8	2	

※月額給与の会計年度任用職員のみ計上

②子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携について

- 支援妊婦の中で要保護児童対策地域協議会に報告が必要な場合は、随時担当同士で情報提供や報告を実施し、ケースの共有化を図っている。
- 保健師と家庭児童相談員が同伴して養育支援訪問を実施するなど、連携して支援を行っている。
- 定期的な会議は実施していないが、実務者会議や関係機関などに保健師が出席している。

③子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の各事業の予算化について

○子ども・子育て支援交付金

利用者支援事業（母子保健型）

→子育て世代包括支援センター（母子保健型）関連事業費

人件費（保健師2人）、旅費、消耗品、電信料、駐車場使用料など

利用者支援事業（基本型）

→子育て世代包括支援センター（基本型）関連事業費

人件費（子育て支援コーディネーター1人、職員1/2人）旅費、消耗品、郵便料など

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

→要保護児童支援事業費（家庭児童相談員の人件費、未就園児等全戸訪問委託料を除く）

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金

家庭児童相談員の人件費、未就園児等全戸訪問事業委託料

※本市では、拠点に置くべき子ども家庭支援員及び虐待対応専門員について、当分の間家庭児童相談員をもって充てることとしている。

○次世代育成支援対策施設整備交付金

相談室の増設等のため、上記を使って改修工事を実施（令和2年度）

○母子保健医療対策総合支援事業費国庫補助金

産婦健診、産後ケア、産前産後サポート事業委託料等

○乳児家庭全戸訪問等事業費国庫補助金

人件費（助産師1人、保健師1人、家庭児童相談員3/4人）

2 個人カルテファイルの一元化について

①個人カルテファイルに記載されている情報について

- 妊娠届出書から就学前の発達相談までの紙カルテをファイル化
- 健康管理システムにおいて、妊娠期から学童期における発達相談までのシステム一元化

②個人カルテファイルの共有部署範囲と共有する際の注意事項について

- 妊娠届出書に、必要時に医療機関や関係所管との情報共有について同意を求めている。

③センターの電話番号の登録率と断られた場合の対応について

- 妊娠届出をした妊婦には、子育て世代包括支援センターの電話番号を伝え、登録してもらうように促しているが、登録率までは確認していない。

④個人カルテファイルの個人情報の取り扱いについて

- 子育て世代包括支援センターに所属する職員は、情報共有が可能である。

②福岡県久留米市

1 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点について

①子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の位置づけ及び職務内容の区別について

- 子育て世代包括支援センターは、こども子育てサポートセンターが対応し、妊娠期から就学後 18 歳までの子どもたちと子育て家庭の相談に応じている。
- 子ども家庭総合支援拠点は家庭子ども相談が対応し、すべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等を対象とし、主に要支援児童及び要保護児童、特定妊婦等の相談に応じている。

②子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携について

- 課は分かれているが、センターと拠点は隣合わせで設置されている。個別のケースについての相談は随時行われており、ケース会議の参加や同行訪問についても、必要時に協議できている。
- 毎月 1 回、「母子保健・児童福祉連携会議」を実施。センターのケースで虐待リスクの高いケースのランクを決定するとともに、現在進行管理中のケースの支援内容や管理方法を協議している。
- 毎月 1 回、要保護児童対策地域協議会へ関係機関の一つとしてセンター職員が出席。他機関と情報共有などに努めている。

③子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の各事業の予算化について

○子ども家庭総合支援拠点

市区町村子ども総合支援拠点運営事業：消耗品費、印刷製本費、自動車借上料

○子育て世代包括支援センター

利用者支援事業（母子保健型・基本型）：専門職の人的費

2 ワンストップ窓口について

①相談窓口対応者で助産師・保健師・保育士・社会福祉士・管理栄養士・教育職以外の専門職の配置の有無とその職種について

- 助産師・保健師・保育士・社会福祉士・管理栄養士・教育職以外の専門職の配置はない。

②すべての相談への対応は常時かまたは相談窓口開設の曜日、時間、職種別人数、常勤・非常勤などの工夫について

- 助産師・保健師：常勤 10 名、任期付短時間職員 9 名、保育士：再任用短時間勤務職員 1 名、会計年度任用職員 2 名、社会福祉士：常勤 2 名、管理栄養士：常勤 1 名、教育職：会計年度任用職員 1 名（8:30～16:30） 教育職のみ定時時間に満たない勤務体制であるが、他の職種でカバーしている。
- 相談受付は毎週木曜日のみ 19:00 までで、保健師、保育士、社会福祉士、教育職の輪番制でシフトを組んでいる。

③保健、福祉、教育(特に学校教育分野)との連携について

- 障がい、経済的困窮、児童虐待、非行など、相談内容に応じ、庁内、庁外の関係機関に個別につないで対応している。
- 各関係機関との定例的な会議は実施していないが、令和 3 年度から重層的支援体制整備事業へアドバイザー機関の一つとして、毎月 1 回参加中。

③鳥取県鳥取市

1 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点について

①子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点(併設)における職務内容の区別について

＜部内組織図＞健康こども部

こども家庭課：保育園幼稚園管理、児童手当、児童扶養手当など

こども家庭相談センター：子どもの養育相談、児童虐待予防、家庭・女性相談など

こども発達支援センター：発達支援、発達相談、特別支援教育など

鳥取市保健所一保健総務課：保健所総括、危機管理など

保健医療課：医事、薬事、感染症、精神障がい者支援など

健康・子育て推進課：母子保健、地域保健、がん検診など（子育て支援係、親子保健係、食育推進係、健康づくり係、健診推進室）

生活安全課：食品衛生、動物愛護など

鳥取東保健センター：母子保健、地域保健、がん検診など

＜職員体制、業務内容＞

子ども家庭総合支援拠点【こども家庭相談センター】

職員 16 名（女性相談を含む）

児童福祉業務（要対協事務局、特定妊婦等の相談・訪問支援、カウンセリング（直営）、養育支援訪問事業（委託）、産後ケア（委託））、子育て短期支援事業（委託）

子育て世代包括支援センター【健康・子育て推進課「こそだてらす」】

こそだてらす専属助産師 1 名。他に母子健康手帳交付業務担当助産師 1 名がおり、主に 2 人で担当。他に母子関係の 2 系の保健師等（13 名）が交代で窓口補助を行う。

母子保健業務（母子健康手帳の交付、妊娠出産包括支援会議、妊婦相談、妊婦教室、新生児訪問管理、乳幼児健康相談（体重計測、授乳相談、栄養相談、歯科相談）、産後サロンなど）

②子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携について

- 母子健康手帳交付時、面談情報により簡易にリスク分類をし、必要時はこども家庭相談センター（こ家相）担当者が面談に同席し、顔を合わせて対応を行う。
- 妊娠出産包括支援会議…子育て世代包括支援センター専属助産師（会任 1 名）と、子ども家庭総合支援拠点の保健師 2 名（正職 1、会任 1）が週に 1 回、2 時間程度を要し、1 週間の母子健康手帳交付、転入妊婦などを全数検討。リスク分類をし、支援時期、担当者（地区担当保健師 or こ家相 or こそだてらす担当者等）を検討する。
- 担当が決まったら、支援計画を立て支援時期に合わせ支援（家庭訪問、電話相談）を実施。
- 妊娠期支援の結果、同伴訪問の方針になった場合は、新生児訪問時にこ家相も同伴訪問する。
- 訪問後、支援方針を検討。ケースに応じて継続支援を行う。（産後ケアの利用状況なども確認していく）
- 乳幼児健診で、すこやか親子 21 のアンケート等に併せ、相談担当者を振り分け、「叩く、怒鳴る」等に○があり且つ常習性がある場合等は、健診会場でこ家相が育児相談を担当し、カンファレンスに参加。必要に応じ、こ家相継続ケースとする。
- 要対協会議（個別支援会議、実務者会議、代表者会議）に参加し、支援を検討する。

③子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の各事業の予算化について

- 子育て世代包括支援センター：R3 予算 3, 818, 000 円
（歳入）地域子ども・子育て支援事業費（国庫、県）、とっとり版ネウボラ推進事業費補助金（県）、一般財源
（予算）会任職員（助産師 1 名）の人件費、産後サロン報償費、消耗品費 他
- 子ども家庭総合支援拠点：R3 予算 7, 972, 511 円
（歳入）子ども家庭総合支援運営事業（国庫）
（予算）会任職員（子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 2 名）の人件費 他

2 健康づくりと子育て支援の総合拠点の併設(同じフロアに配置)について

①同じフロアに配置することのメリット、デメリットについて

<メリット>

- R2.4までは、同じ建物の3階と4階に位置し、連携はするものの物理的にやや遠い印象があった。またそれぞれの執務室にはドアがあり、入室の際はお互いにやや入室しづらい印象があった。
- R2.5からはワンフロアであり、ドア等の仕切りもないため、相手が在席か否かすぐ確認ができ、話がしやすくなり、連携がしやすくなっていると思われる。

<デメリット>

- 特になし

②幼児健康相談や各種教室、幼児健診等の実施会場について

- 乳幼児健康相談は主にこそだてらすで実施。その場で体重計測や授乳前後の計測等も実施している。スタッフはこそだてらす専門助産師、母子健康手帳交付助産師をはじめ、2系の保健師が対応。また各種教室、乳幼児健診等は健診ホールで行うが、執務室も合わせすべて、同じ建物内、ワンフロアで実施している。

③こそだてらす職員の幼児健診等への従事の有無について

- 乳幼児健診は従事していないが、妊婦教室、産後サロンには従事している。
- 健診時に卒乳等、専門性が高く助産師の相談が適当と思われる場合は、こそだてらすに移動してもらい、授乳相談の対応をしている。

④島根県松江市

1 乳幼児期の健診結果と学校健診結果を連携するためのシステム構築について

①乳幼児期の健診結果と学校健診結果を連携するためのシステムの内容について

- 乳幼児期の健診結果は、子育て支援センターが「健康かるて」システムで管理している。一方、小・中学校での身体測定等の健診結果は教育委員会が管理しており、電子システム上での連携はしていない。しかし、「健康かるて」システムを教育委員会の部署(発達・教育相談支援センター(エスコ))でも使用しており、個別相談記録・療育教室の受講記録等のため使用している。また、3歳児健診・5歳児健診については、エスコと共催しており、健診結果についても「健康かるて」システム上で閲覧することができる状況となっている。

※「エスコ」

乳幼児期から小・中学校の学齢期において、早期の気づきから、保護者や本人に相談を行い、生活や活動、学校での学習などの場面で、子どもが持っている力が発揮できるよう保育所・幼稚園・学校と連携しながら切れ目のない支援(エスコ相談、専門巡回相談、就学相談、早期支援(療育)、子育て支援等)に取り組んでいる。

- ・発達障がい等を早期に発見・支援することで、スムーズな就学につながることから、平成 23 年度より 5 歳児健診を開始。SDQ(子どもの強みと困難さアンケート)にて一次スクリーニングを行い、点数が高かった児を二次健診対象者とし、診察・相談を行っている。

■一次健診受診者数

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
対象者(人)	1,833	1,835	1,848
受診者(人)	1,824	1,825	1,838
受診率(%)	99.5	99.5	99.5

■二次健診受診者数

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
対象者(人)	417	422	196
受診者(人)	306	286	148
受診率(%)	73.4	67.8	75.5

※R2年度より二次健診が必要な児へ対象者を絞って実施している。

■二次健診相談結果(R2年度)

	経過観察	エスコ情報提供	相談紹介のみ	専門巡回	園へ相談後 専門巡回相談提出	専門巡回相談承諾	エスコフォロー中	保健師園訪問	保健師電話フォロー	保健師家庭訪問	保健師フォロー中	その他
件数	64	13	24	3	26	18	0	3	1	0	14	

※重複有

②本システムの管理方法、保護者への情報提供などの活用方法について

- ・学校健診とデータ連携しているシステムは導入していない。

③本システムの搭載されている個人情報の取り扱いについて

- ・学校健診とデータ連携しているシステムは導入していない。

⑤岐阜県岐阜市

1 子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」について

①組織(各担当課間)との連携について

- ・それぞれの年代や抱える課題について、該当する関係部局が集まる会議を複数開催。
- ・ケース会議もスクールソーシャルワーカーを中心に多数開催。
- ・個人情報の保護条例に基づき、情報の取り扱いは慎重に行っており、情報共有については、本人や保護者の承諾をあらかじめ得ている。
- ・0歳から20歳前までの支援の経過は、センター内でデータとして一括管理。

②相談窓口対応の専門家配置の有無について

■専門アドバイザー(令和3年度)

職 名	人数	備 考
カウンセラー(臨床心理士)	6	発達障がいアドバイザー(2/6名)
小児科医	3	“エールぎふ”診察室(診察)
児童精神科医	2	医療相談
弁護士	1	法的視点からの相談、助言
発達障がいアドバイザー	4	“エールぎふ”職員OB
児童虐待アドバイザー	1	“エールぎふ”職員OB
合 計	17	

③「医療相談」「エール診療所」の小児科医、児童精神科医への委託の有無について

- ・小児科医3名のうち1名は職員(岐阜市民病院の職員)。2名は勤務時間に応じ報償費を支払っている。
- ・弁護士、臨床心理士等、専門アドバイザーとして、報償費を支払っている。

④「医療相談」「エール診療所」の年間利用者数について

- ・医療相談年間利用数：140人程度
- ・エール診療所年間利用数：延べ340人程度(再診含む)

⑤本事業の予算規模について

■子ども・若者総合支援センター予算

	予算(千円)
R3年度	630,025(一財：585,743)
R2年度	601,236(一財：582,289)
R元年度	592,386(一財：557,106)

○専門アドバイザー事業 予算：18,429千円

地域生活支援事業費補助金(発達障がい児及び家族等支援事業)

国：280千円 県：140千円

○スクールソーシャルワーカー活用事業 予算：8,628千円

教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業) 国：2,863千円

○就学前巡回相談事業 保育コンサルテーション 予算：6,086千円

地域生活支援事業費補助金 国：1,759千円 県：879千円

○子ども・若者総合支援センター講座(市民向け)託児 予算：530千円

地域生活支援事業費補助金(発達障がい児及び家族等支援事業)

国：113千円 県：56千円

○特別な対応が必要な子どもたちのための放課後居場所づくり事業 予算：4,558千円

放課後子ども教室推進事業費補助金 国：1,330千円

○子ども家庭総合支援拠点事業 予算：28,330 千円

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(市町村相談体制整備事業)

国：8,256 千円

(児童の安全確認等のための体制強化事業) 国：3,939 千円

○岐阜市要保護児童対策地域協議会 予算：969 千円

子ども・子育て支援交付金(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

国：86 千円 県：86 千円

○養育支援訪問事業 予算：447 千円

子ども・子育て支援交付金(養育訪問支援事業) 国：148 千円 県：148 千円

○要保護児童に関する情報共有システム 予算：2,372 千円

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(虐待防止のための情報共有システム事業) 国：1,186 千円

○子ども見守り宅食支援事業 予算：21,528 千円

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(支援対象児童等見守り強化事業)

国：21,528 千円

○「切れ目ない支援体制整備事業費補助金」(H29～R1)

H29 国：14,569 千円

H30 国：9,470 千円

R1 国：8,216 千円

2-4 今治市における取組課題

本市の子育て支援施策に関する主な意見を踏まえ、今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設に向けた取組課題を次のように整理します。

基本課題

今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設に向けた主な課題

① 関係機関の連携強化

- 情報共有を支援する電子カルテや情報システムの導入が必要
- 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けたマンパワーの確保と関係部署との連携体制の構築が必要
- 妊娠から出産及び乳児期から 18 歳までの児童等（18 歳に到達した最初の 3 月 31 日まで）への施策の拡大

② 窓口の一本化

- 子ども・子育て支援事業を担当する部署が多数あり、市民の利便性を向上するために窓口の統合が必要
- 相談しやすい体制の確保
- ネウボラ中核施設や地域性を踏まえた体制の整備

③ 市域の広さや 多様なライフスタイルに 合わせた対応

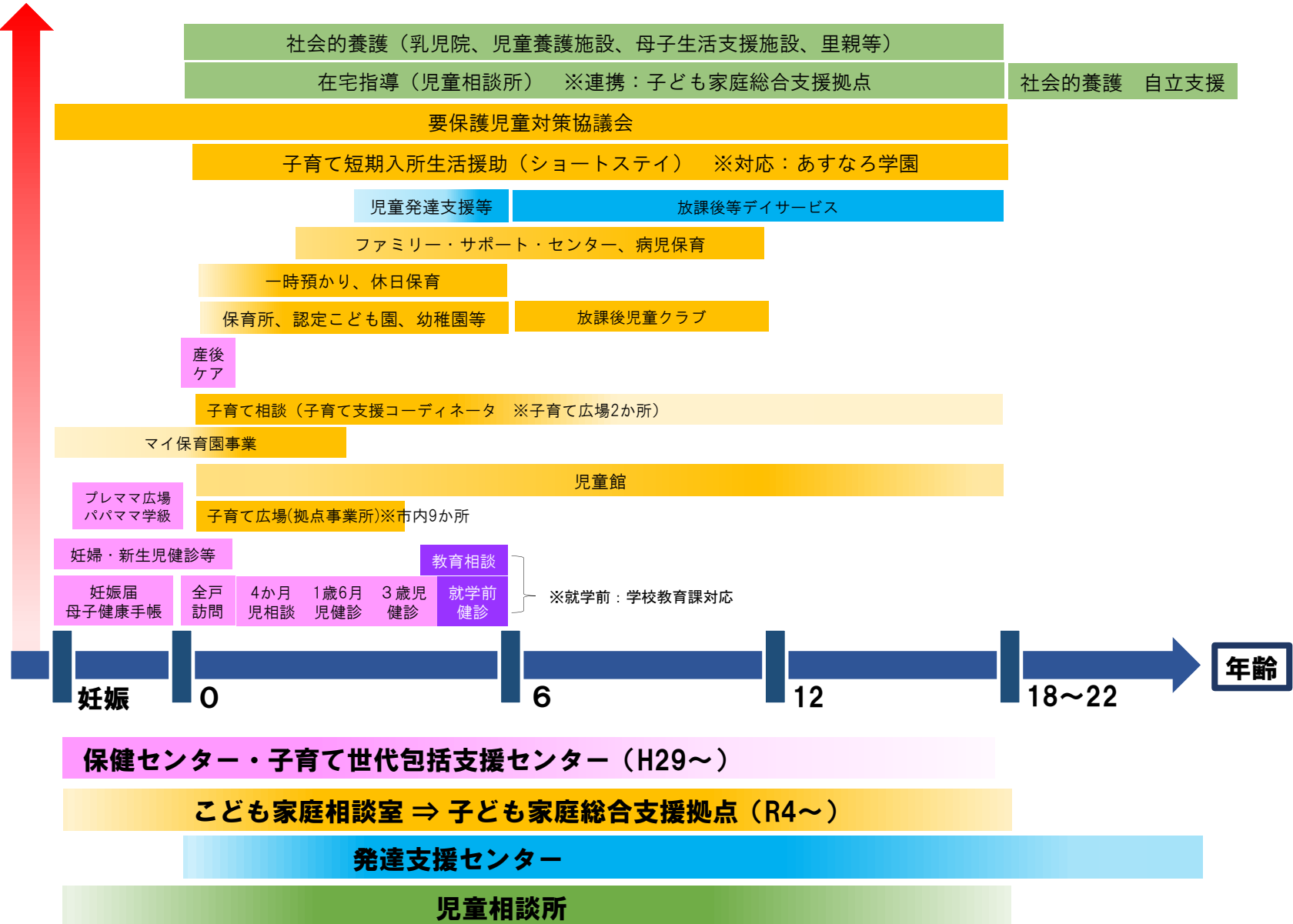
- 子育て世帯が必要とする情報の提供
- 妊娠期から子育て期までの母子保健事業の充実
- 貧困やヤングケアラーなど支援が必要な世帯へのアウトリーチの強化

今治市の主な子育て支援施策（年齢変遷）

支援の必要性

支援

相談



3 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」 創設に向けた取組

3-1 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」について

（１）目的

今治市では、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、子育て支援サービスや教育・保育環境の充実を図りながら、妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制の整備、子育て家庭への経済的支援などに取り組んできました。

しかし、市の子ども・子育て支援事業は担当が複数の部署にわたっているため、情報共有や連携を図りながら対応している現状にあり、今後ますます多種多様化の進む子育て世帯への支援体制を充実するためには、組織の抜本的な見直しが喫緊の課題となっています。

さらに、全国的な少子化の流れの中で、本市においても出生数は減少の一途をたどっている状況にあります。今後、今治市が持続可能な活力あるまちであり続けるためには、若い世代、女性に選ばれるまちへと生まれ変わっていかなければなりません。

そのため、“今治で子どもを産みたい・子育てしたい、今治で子どもを産んでよかった”と子育て分野で選ばれるまち、「女性が輝く、子どもが輝くやさしいまち“今治”」を目指すために、切れ目ない強固な子育て支援を包括的に行う中核組織、今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」（以下「機構」という。）を創設します。

（２）対象

機構が対象とするのは、妊娠から出産及び乳児期から 18 歳までの児童等（18 歳に到達した最初の 3 月 31 日まで）とその家族や世帯です。

また、市の将来推計人口（令和 7 年の総人口 140,688 人）を踏まえつつ、母子保健、子育て、保育所・幼稚園、就学、教育、健全育成の分野を中心に注力していきます。

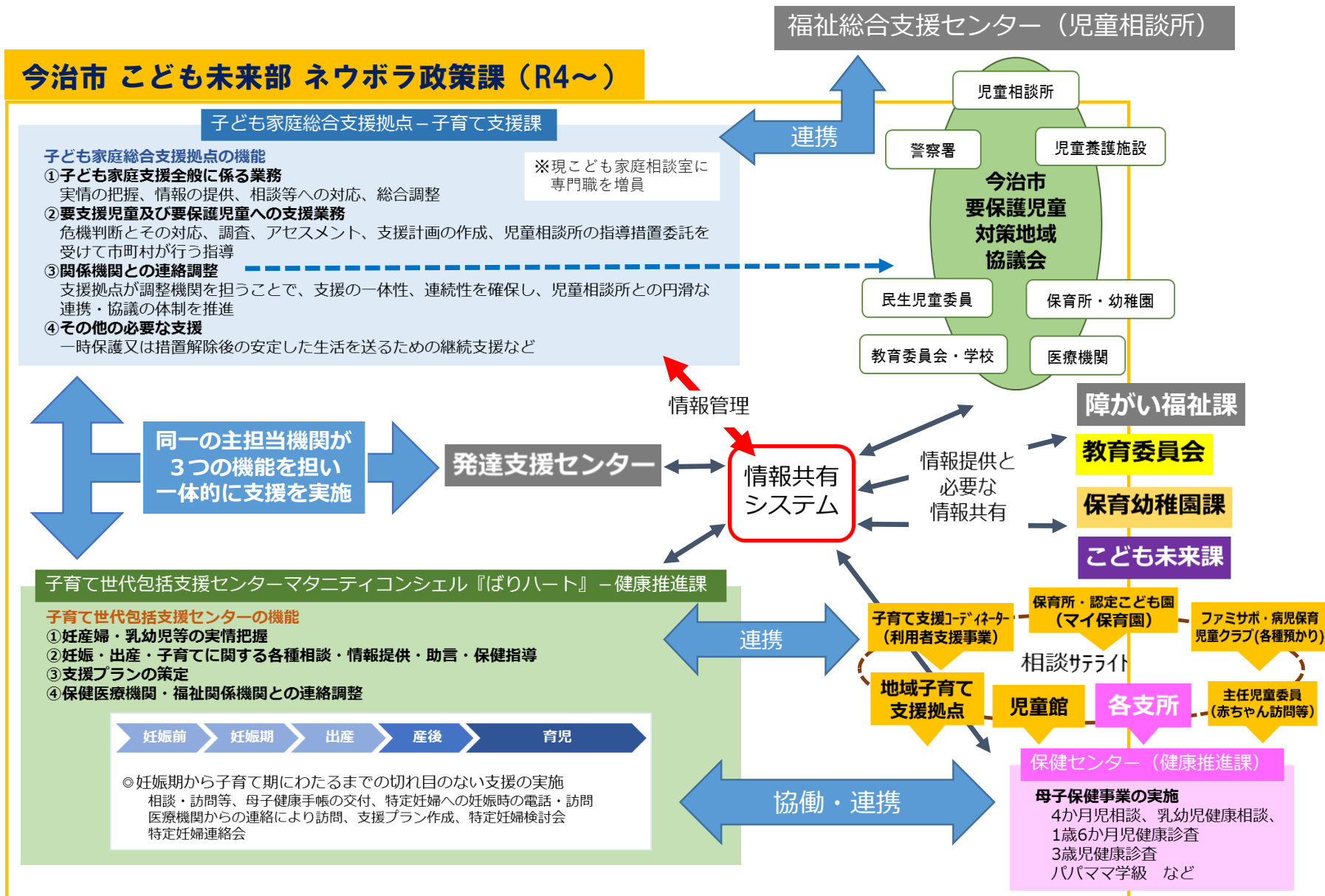
（３）機構として位置づけるもの

令和 4 年度の組織改革に伴い、子育て支援施策を強く推し進めるための新たな部「こども未来部」が新設され、また、「子ども家庭総合支援拠点」「子育て世代包括支援センター」「発達支援センター」の 3 つの機能を併せ持つ「ネウボラ政策課」が設置されます。

令和 4 年度から、同課を機構として位置づけ、後述する重点施策の実施等により、今治版ネウボラの推進を図ることとします。

今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」(仮称)の設置イメージ

今治市 こども未来部 ネウボラ政策課 (R4～)



◎18歳までの児童等を対象とした切れ目ない組織づくり

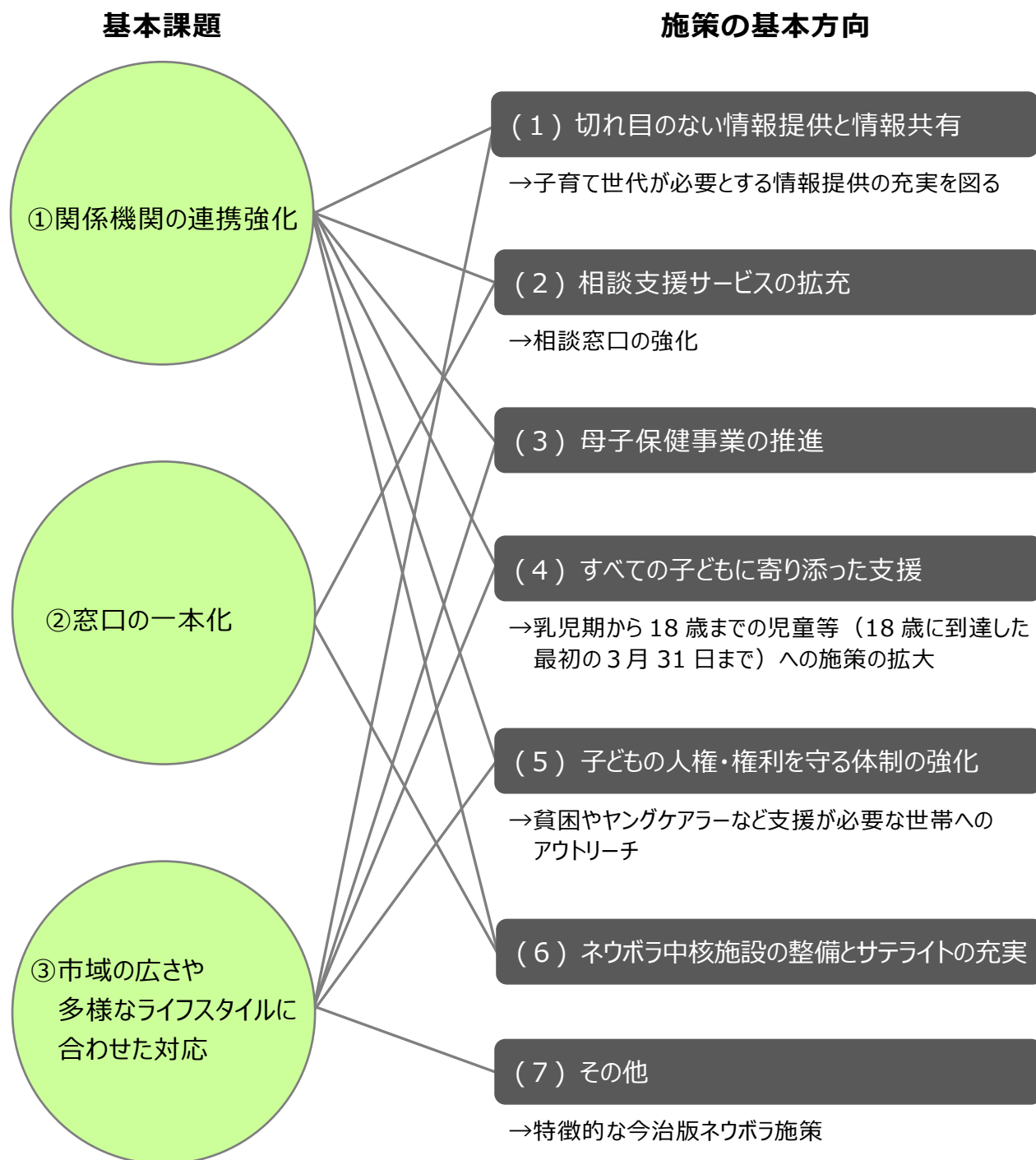
- ・子育て世帯との**伴走型の支援体制を構築**するため、**妊娠～就学前の初動に重点**を置き、**子育て世代包括支援センター及び保健センター**を中心に各施策を展開する。
- ・「**子ども家庭総合支援拠点**」を中心とした、就学後の壁や不登校、虐待、貧困支援等、子育て家庭の諸問題に総合的に対応する支援施策を整備する。（小中学校及び義務教育後の高校等との強固な連携体制や、発達支援センターによる効果的な障がい児童支援対応など。※こども家庭庁の動向も見ながら仕組みづくり）
- ・**手続き、相談及び情報発信がワンストップとなる組織づくり**を進め、併せて妊娠期から18歳までの情報共有の仕組みづくり（**情報共有のシステム化**（電子カルテ等））を検討。
- ・**市域をカバーする**中核施設と**機能的な相談体制**（相談サテライトの充実。市の窓口や地域の保育所（園）のみならず、大型商業施設など人の集まる場所の空きテナントの活用による新たな窓口の検討も。）

◎関係職員配備予定

子ども家庭総合支援拠点 （現・こども家庭相談室）			子育て世代包括支援センターマタニティコンシェル『ばりハート』		参考（保健師等の配置状況）	
組織体制（年度比較）			組織体制（専門職員）		◆参考（保健師等配置状況）	
年度	職員種類	人員	職員種類	人員	健康推進課（中央保健センター※包括外）	人員
R 3	・こども家庭相談室長	1	・センター長（保健師 ※保健担当兼務） ・保健師（係長及び会計年度） ・助産師（会計年度） 【合計】	1	保健師（母子保健⑥、老人保健⑥）	12
	・こども家庭相談係長（保健師）	1		2	保健師（精神保健）③（包括センター長兼務①）	3
	・保育士	1		1	栄養士	4
	・保健師	1		4	歯科衛生士	1
	・家庭児童相談員（教員OB・会計年度）	1			子育て支援課（こども家庭相談室）	
	・婦人相談員（会計年度）	1		保健師（こども家庭相談係長含む）	2	
	・母子父子自立支援員（会計年度）	1		障がい福祉課（発達支援センター）		
	【合計】	7			保健師	1
R 4	・こども家庭支援室長	1	※R4年度体制未定		※R4年度体制未定	
	・こども家庭相談係長（保健師）	1				
	・保育士	1				
	・保健師	2				
	・家庭児童相談員（教員OB・会計年度）	1				
	・婦人相談員（会計年度）	1				
	・母子父子自立支援員（会計年度）	1				
	・【新規】子ども家庭支援員（教員OB・会計年度）	1				
	・【新規】ヤングケアラーコーディネーター（教員OB・会計年度）	1				
【合計】	10			支所における保健師		
				・各支所②（関前のみ①）	21	

3-2 施策の基本方向

今治市子ども・子育て会議「未来子育て部会」等が出された意見やプロジェクトチームで議論された共通課題を基に、本計画における施策の基本方向を次のように定めます。



3-3 重点施策

施策の基本方向における3つの重点施策を設定します。

重点施策1

母子保健、福祉、教育の情報共有

- 手続き・相談がワンストップとなる組織づくりを進め、併せて妊娠期から18歳までの情報共有の仕組みづくり（情報共有のシステム化（電子カルテ等））

重点施策2

市域の広さをカバーする相談体制の構築

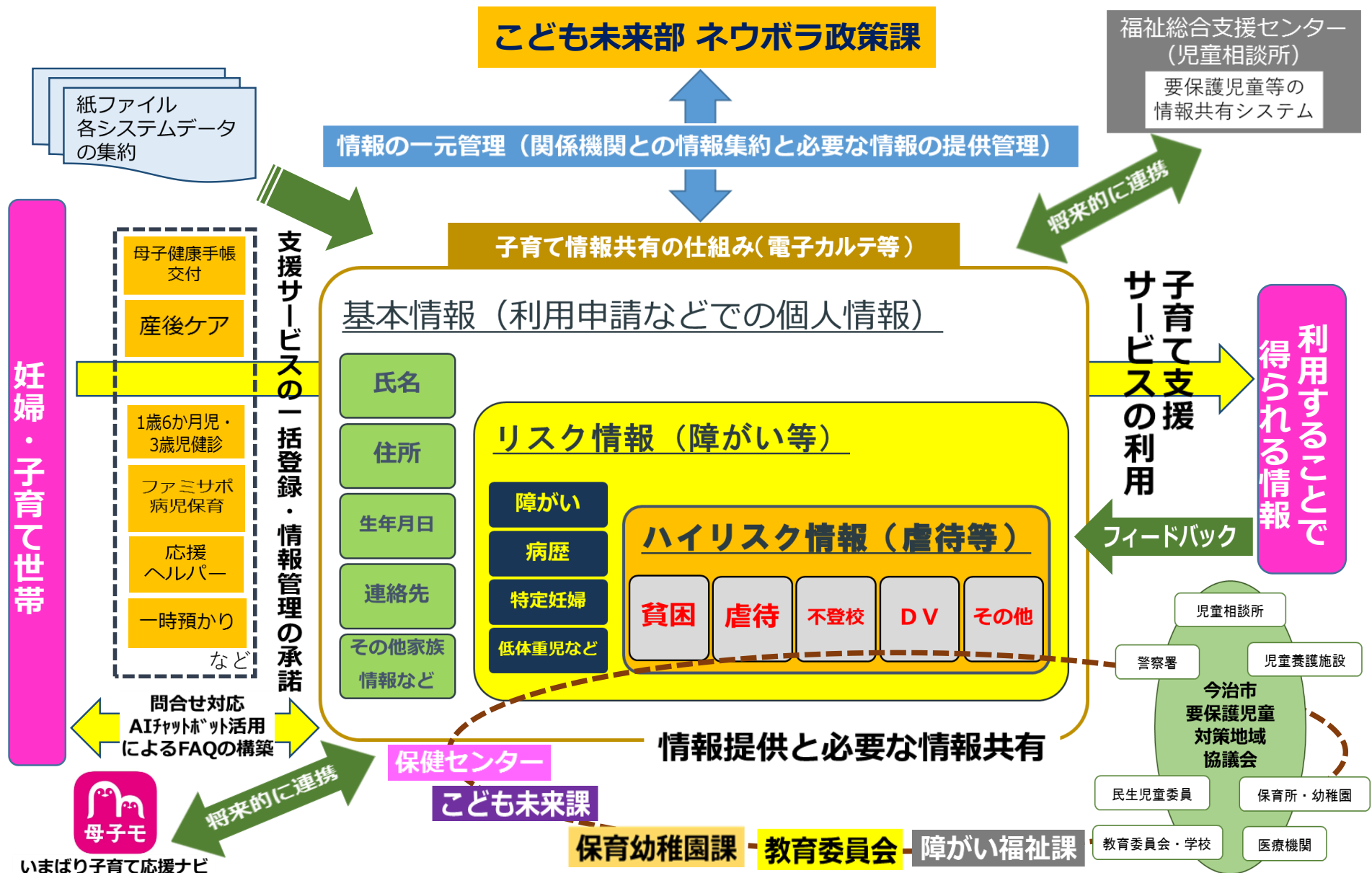
- 市域をカバーする中核施設と機能的な相談体制の整備（相談サテライトの充実→市の窓口や地域の保育所（園）のみならず、近くに相談できる様々な入口がある仕組みづくり）

重点施策3

就学までの切れ目ない母子保健等の支援体制

- 子育て世帯との伴走型の支援体制を構築するため、妊娠～就学前の初動に重点を置き、子育て世代包括支援センター及び保健センターを中心に各施策を展開

(1) 母子保健、福祉、教育の情報共有のイメージ



1 情報共有のシステム化の課題等

①紙ファイル及び各システムデータの集約

- 情報管理の方法（紙ファイル・システム利用）を確認し、同一システムに集約・管理する情報を選定。

②事業申請等のシステム化（WEB申込等）

- 複数事業を一括申請でき、個々の事業利用時に必要な情報を活用し、スムーズな利用に繋がられる仕組み（情報の一括集約のメリット創出）
- 既に申請等がシステム化されている事業の確認と集約の検討が必要。
（子育て支援アプリに一時預かり等の予約システム導入予定。また、病児保育は委託先がWEB予約「あずかるこちゃん」で対応中。）

③必要な情報の提供管理

- 外部の民間機関も関わる中、情報管理の明確なルール作りが必要。
- 提供できる情報の細分化。（同レベルの情報でも、利用業務により縦横で区分）

④問合せ対応を一部自動化するためのデータ集約

- 関係機関の問合せデータを集約し、よくある質問にはAIチャットボットを活用した対応の仕組みを導入する。（相談や情報提供に対応する職員が、より必要で、詳細な部分に時間を掛けられる。）

⑤その他

- 国の情報共有システムの動向を見ながら、将来的にスムーズに連携ができるような市のシステムづくりが必要。（デジタル田園都市国家構想推進交付金など国庫補助の活用等も。）

2 その他（情報共有による波及等）

①事業実施における連携強化

- 同じシステムで情報共有することで、リアルな部分での連携強化にも繋がりたい。（例えば、就学前の健康診断を、教育委員会・保育・健康推進課で共催するなど。）

②マイナンバー活用事業への拡大及びシステム集約

- 現状、マイナンバーを活用した手続きは、子育て支援事業でも手当の一部に限られており、今後の普及によるところではあるが、子育て世帯の利便性を考慮し、可能な限り一括で様々な手続きができるよう、本システムの構築について、調査、研究を継続する。

③合計特殊出生率や婚姻数など関連統計の活用

- 関連データを取り込むことで、必要な分析を自動的に生成し、各子育て支援施策に係る客観的な事業評価及び事業改良の検討に繋げる。

3 システム構築想定スケジュール



（２）市域の広さをカバーする相談体制の構築イメージ

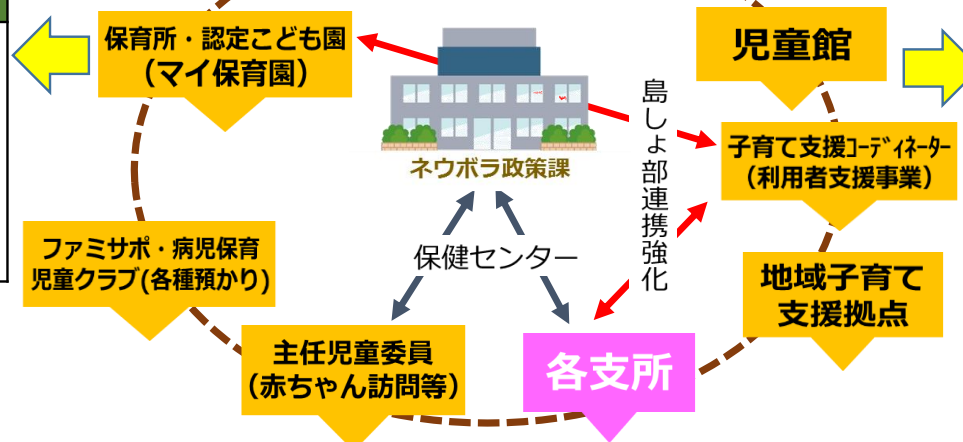
「相談・情報発信」の更なる強化は重点課題の一つで、市域の広さをカバーするためにも、市の窓口や地域の保育所（園）のみならず、近くに相談できる様々な入口がある仕組みづくりが必要で、子育て世帯のライフスタイル等に合わせた各事業の見直しも併行して進めながら、その体制を構築していく。

★ R4改良実施予定

マイ保育園事業の改良

情報発信の強化等を実施・検討
① **アプリを活用した**、講座・園庭開放日や個別の見学会などの**情報配信**
② 子育て世帯の知りたい（保育の様子、施設概要など）に対応する**画像・動画の配信検討**

相談サテライト



★ R4拡充実施予定

相談機能の充実

大型商業施設で定期実施中の「おでかけ児童館」内に、**試行的に、保健師及び子育て支援コーディネーターによる子育て相談コーナー**を設ける。

※新しい相談窓口の設置に向けた試行的な取組を継続

関係機関はそれぞれに専門性は高いが、子育て世帯の相談は様々であり、内容に応じ、適切な機関に繋がられる体制づくりが必要

★ R4実施予定

関係機関の連携（体制づくり）①

- ① **担当者連絡会**
保健師、保育所、認定こども園、幼稚園、拠点、児童館、学校関係者などの定期的な連絡会を実施。
- ② **合同研修会**
切れ目ない相談対応の平準化のため、研修会等で定期的なフォローを行う。

調査研究

※子育て世代のニーズや関係機関の意見により、さらなる強化策の調査研究を継続

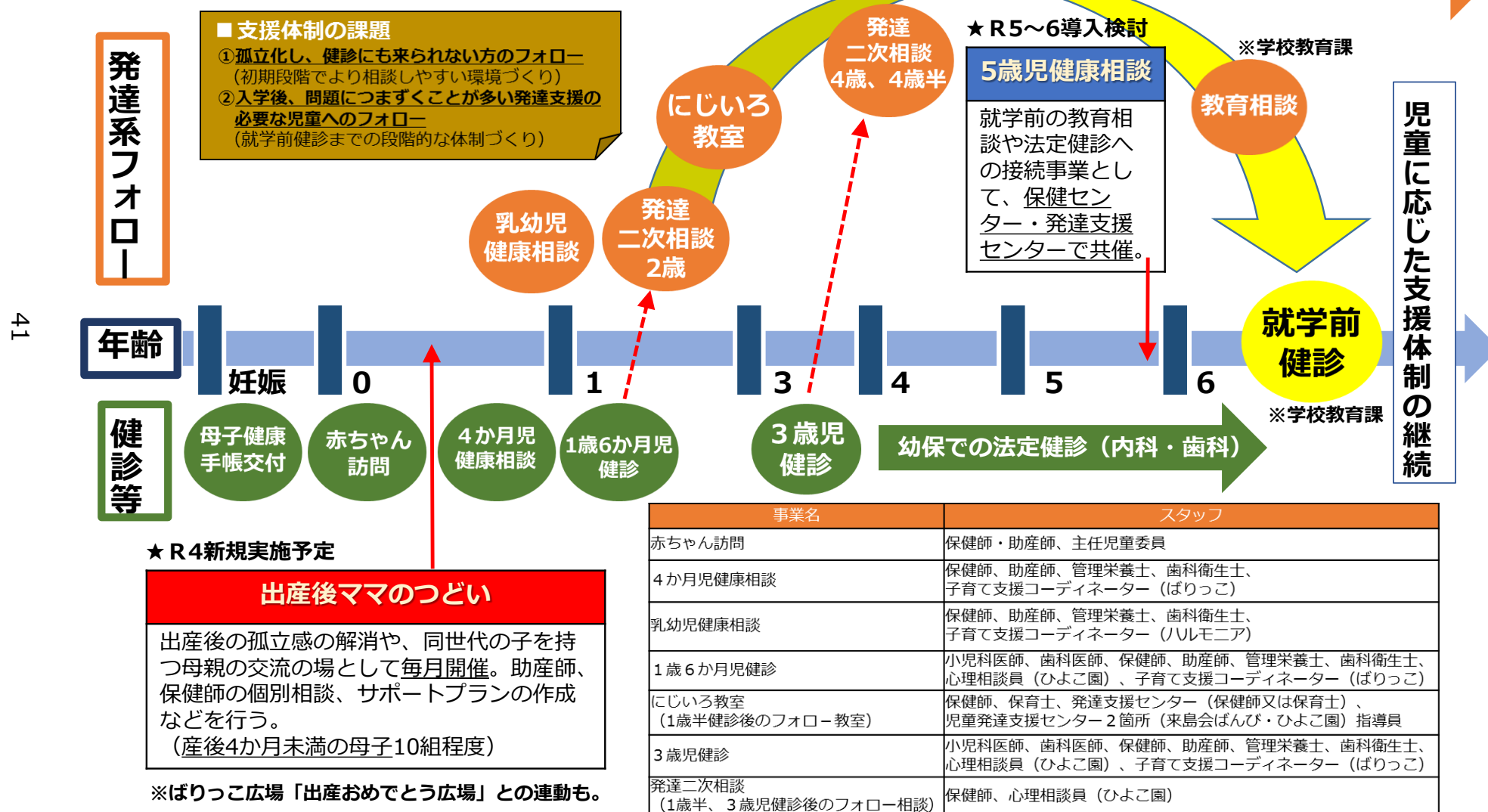
関係機関の連携（体制づくり）②

- ① **相談機能の明確化**
相談サテライトの各施設（支所やマイ保育園対象園など）に相談に対応する「**ネウボラ推進員（仮称）**」を設置し、より相談に来やすいイメージに。
- ② **機能的なサテライト窓口の設置**
「おでかけ児童館」内の子育て相談コーナーの発展形として、**大型商業施設**など人の集まる場所の空きテナントなどの活用による、**新しい相談窓口の設置**を検討。
- ③ **相談従事者の育成**
市の既存事業（保育サービス講習会）の活用や明德短期大学との連携により、市独自の相談従事者育成の仕組みを検討。

（３）就学までの切れ目ない母子保健等の支援体制イメージ

妊娠～出産～就学に至る、母子保健及び発達支援の体制を強化するため、以下のプロセスに新規事業の実施及び導入検討を進める。

発達支援センター（個別相談、幼保への巡回相談、発達検査等）



3-4 基本方向ごとの施策

今治市子ども・子育て会議「未来子育て部会」やこどもが真ん中親会議等からの意見、市内ワーキンググループ「プロジェクトチーム会議」での議論、ネウボラ先進地の取組例などを参考に、現時点で本市に必要と考える施策及び重点施策の想定スケジュールを次のように整理します。

なお、ネウボラ政策課を中核に、本計画の重点施策に取り組みながら、課題に対応する実務課の横断的な検討チームを随時開催し、早期の事業改良・新規導入に取り組みます。

(1) 切れ目のない情報提供と情報共有

→子育て世代が必要とする情報提供の充実を図る

①子育て支援アプリのカスタマイズ

- ・アプリ内で予約手続きの一部が可能となる施設等予約システム（一時預かり、健診など）の付加等

区分：改良

担当課：こども未来課

②子育て応援ガイドブックの充実

- ・母子保健部門のハンドブック「こんにちは赤ちゃん」と統合

区分：改良

担当課：こども未来課

③情報システムの機能拡充 【重点施策】

- ・妊娠期から18歳までの情報共有の仕組みづくり（DV、要支援児童、障がい要配慮児童等）

区分：改良

担当課：ネウボラ政策課、関係各課

目標年度	R4	R5	R6	R7以降
▲：一部 ●：完了	▲	▲	▲	▲

④母子保健、福祉、教育の情報システム活用方法の検討 **【重点施策】**

- こども未来課、ネウボラ政策課、保育幼稚園課、健康推進課、障がい福祉課、教育委員会との情報共有のシステム化（電子カルテ等の導入）

区分：新規

担当課：ネウボラ政策課、関係各課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲：一部 ●：完了	▲	▲	▲	▲

⑤保護者同士のつながりの場、地域との連携

- 拠点事業所の運営や地域モデル事業の見直し
- 子育てサークル、地域サポーターとの情報共有・連携
- 託児付で子育て世帯のコミュニティやリフレッシュにつながる座談会等
- 不登校や発達の問題を持つ保護者間のつどいの場など

区分：改良

担当課：こども未来課、ネウボラ政策課

(2) 相談支援サービスの拡充

→相談窓口の強化

①休日相談窓口の設置

- 365 日窓口との整理やオンラインを活用（A I チャットボットによる F A Q の一元化→困難案件の直接対応）した相談対応

区分 : 新規

担当課 : ネウボラ政策課、関係各課

②子ども家庭総合支援拠点の設置 【重点施策】

- 子ども家庭支援員、虐待対応専門員、ヤングケアラーコーディネーターの配置など、こども家庭相談室を機能強化し、ネウボラ政策課に「こども家庭支援室」として設置

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	●			

③子育て世代包括支援センターの機能強化 【重点施策】

- 保健師、助産師の増員やフォロー担当職員の導入（保育所 O B や保育士資格者などの活用）

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了		▲	▲	▲

④市域の広さをカバーする相談体制の構築（相談サテライト） 【重点施策】

- 市の窓口や地域の保育所（園）のみならず、近くに相談できる様々な入口がある市域の広さをカバーする仕組みづくり

区分 : 改良

担当課 : 健康推進課、こども未来課、保育幼稚園課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	▲	▲	▲	▲

⑤発達支援センター機能の集約 **【重点施策】**

- ・ネウボラ政策課の機能として統合

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	●			

(3) 母子保健事業の推進

①妊娠届時（母子健康手帳の交付）

- ・セルフプランの作成時の対応の改善

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

②アイアイ子育て支援プランの作成（I'm into child-rearing）

- ・サポートプランの作成（見守りが必要な特定妊婦への支援）

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

③こどもが真ん中応援券

- ・経済的な支援のみならず、相談しやすい場所として認識してもらうための交付窓口を活用したアプローチ（情報発信など）の工夫

区分 : 改良

担当課 : こども未来課

④赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月児健診などの改良

- ・その他事業と連動したプロセスとなるよう内容を改良（1歳6か月児健診における保健師・助産師による全数相談など）

区分 : 改良

担当課 : 健康推進課

⑤出産後ママのつどい 【重点施策】

- ・出産後の孤立感の解消や同世代の子を持つ母親の交流の場として毎月開催
- ・助産師、保健師の個別相談、サポートプランの作成など

区分 : 新規

担当課 : ネウボラ政策課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	●			

⑥健診・相談実施回数の拡充 【重点施策】

- 1歳6か月児健診、3歳児健診に加えて、5歳児健康相談を実施（就学前の教育相談や法定健診への接続事業として、保健センター・発達支援センターで実施）

区分：改良

担当課：健康推進課、ネウボラ政策課

目標年度	R4	R5	R6	R7以降
▲：一部 ●：完了		▲	▲	●

⑦産前、産後ケア事業の充実

- ホームヘルパー派遣事業拡充（分娩後の家事援助システム）
- 産後ケア事業の利用促進（産科医療病院との連携強化・産婦健診への助成）
- 乳児一時預かり（4か月）
- 多胎児世帯への支援（健診付き添い等）

区分：改良

担当課：健康推進課、ネウボラ政策課、保育幼稚園課

(4) すべての子どもに寄り添った支援

→乳児期から 18 歳までの児童等（18 歳に到達した最初の 3 月 31 日まで）への施策の拡大

①アイアイ子育てパスポート登録

- ・病児保育、ホームヘルパー、ファミサポなど子育て支援の登録を一元化

区分 : 新規

担当課 : 健康推進課、ネウボラ政策課、こども未来課、保育幼稚園課

②児童クラブの開所時間の延長等 【重点施策】

- ・全児童クラブの土曜日・長期休暇時の開所時間を午前 8 時までに変更
- ・新 1 年生を 4 月 1 日から全児童クラブ受け入れ可能に

区分 : 改良

担当課 : こども未来課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	▲	●		

③中高生対象の思春期教室

- ・保健師・助産師による妊娠・出産の正しい知識の普及啓発

区分 : 改良

担当課 : 健康推進課

④児童館、児童クラブの事業強化

- ・中高生の自主勉強スペースや施設での W i - F i 整備など、幅広い年齢層の居場所づくり等

区分 : 改良

担当課 : こども未来課

⑤障がい児童への支援、貧困家庭の児童への支援、DV被害児童への支援

- 子ども家庭総合支援拠点と関係機関の連携により、子育て家庭の様々な問題に総合的に対応

区分：改良

担当課：ネウボラ政策課、障がい福祉課、生活支援課

⑥里親制度の啓発

- 児童相談所と連携した関係機関や地域への情報発信

区分：改良

担当課：ネウボラ政策課

⑦こども食堂、放課後居場所づくりの設置、食育の推進

- 貧困・虐待等の未然防止につながる各地域での児童の居場所づくり

区分：新規

担当課：ネウボラ政策課、生涯学習課、健康推進課

⑧休日・夜間一時預かり施設の開設 **【重点施策】**

- 急な預かり依頼に対応する施設（法令どおりの一時預かりだけでなく、ファミサポの改良・拡充や、コーディネーターを絡めた、子育て世帯間の一時預かりの仕組みづくり（自主保育サークル等の育成）などのパターンも）

区分：新規

担当課：こども未来課、保育幼稚園

目標年度	R4	R5	R6	R7以降
▲：一部 ●：完了		▲	▲	▲

⑨待機児童の解消

- 保育士、児童クラブ支援員の待遇改善など

区分：改良

担当課：こども未来課、保育幼稚園課

⑩保育所・幼稚園と小学校との連携強化 【重点施策】

- ・情報共有のシステム化、ネウボラ政策課による連絡会の実施など

区分 : 改良

担当課 : 保育幼稚園課、学校教育課、ネウボラ政策課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	▲	▲	●	

⑪学校教育・家庭教育・地域教育の連携と推進 【重点施策】

- ・公民館、学校等の空きスペースなどを利用した地域ボランティア、民間塾との連携（共働き家庭の小学生が学校帰りに宿題や遊べる場所など）

区分 : 改良

担当課 : こども未来課、学校教育課、生涯学習課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	▲	▲	▲	●

⑫高等教育機関との連携

- ・子ども家庭総合支援拠点と情報共有しながら問題対応する体制づくり

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

（５）子どもの人権・権利を守る体制の強化

→貧困やヤングケアラーなど支援が必要な世帯へのアウトリーチ

①子ども家庭総合支援拠点の充実 【重点施策】

- 子ども家庭総合支援拠点を中心に情報共有しながら、子育てに関する諸問題に総合的に対応する体制づくり
- 子ども家庭支援員、虐待対応専門員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、ヤングケアラーコーディネーターの配置と育成
- 児童相談所、警察、関係機関などとの連携強化（情報共有化）

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	▲	▲	●	

②経済的支援の実施、就業支援、住居支援、ヤングケアラー等への支援体制の充実

- 子育て支援の諸問題へ多職種でアプローチできる体制のため、社会福祉士、心理士等、子ども家庭総合支援拠点に必要な専門職員を配置

区分 : 改良

担当課 : ネウボラ政策課

③子どもの権利条約の啓発

- 関係機関や地域への継続した情報発信及び啓発

区分 : 新規

担当課 : ネウボラ政策課

(6) ネウボラ中核施設の整備とサテライトの充実

① 今治版ネウボラの中核施設整備 【重点施策】

- 子ども家庭総合支援拠点をはじめ、子育て支援に関わる多くの機関を集約するとともに、すべての子どもたち、子育て中のお父さんお母さんに、楽しさやワクワク感、学びや安らぎを提供できるような機能を盛り込んだ、「子どもが真ん中」を象徴する中核施設の整備について検討する。

区分 : 新規

担当課 : ネウボラ政策課

② 市域の広さをカバーする相談体制の構築（相談サテライト） 【重点施策】

※P44 再掲

③ 機能的なサテライト窓口の設置 【重点施策】

- 大型商業施設など人の集まる場所の空きテナントなどの活用による、新しい相談窓口の設置を検討

区分 : 新規

担当課 : 健康推進課、こども未来課、ネウボラ政策課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	▲	▲	▲	●

④ 組織改編、窓口ワンストップ、子育て情報一元化 【重点施策】

- 子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター及び発達支援センターを統括した組織による切れ目ない子育て支援を図る。

区分 : 新規

担当課 : ネウボラ政策課、健康推進課

目標年度	R 4	R 5	R 6	R 7 以降
▲ : 一部 ● : 完了	▲	●		

（７）その他

→特徴的な今治版ネウボラ施策

①こどもが真ん中応援券

※P46 再掲

②アイアイ子育てパスポート登録

※P48 再掲

③父子手帳交付

- ・男性の育児参加や育休取得の啓発のためのイクメン育成事業などと連動した取組

区分 : 新規

担当課 : こども未来課

④企業・団体単位でのお出かけ子育て支援（児童館、利用者支援など）

- ・同世代の子育て家族のコミュニティづくり

区分 : 改良

担当課 : こども未来課

⑤子育てマイスター育成、研修

- ・ネウボラ推進員（仮称）育成のための研修活用や地域サポーターとしての活用施策との連動

区分 : 改良

担当課 : こども未来課、ネウボラ政策課

⑥市域の広さをカバーする相談体制の構築（相談サテライト） **【重点施策】**

※P44 再掲

⑦健診・相談実施回数の拡充 **【重点施策】**

※P47 再掲

⑧休日・夜間一時預かり施設の開設 **【重点施策】**

※P49 再掲

4 資料

4-1 検討組織の委員名簿

(1) 今治市子ども・子育て会議

令和3年10月1日～令和5年9月30日

番号	区 分	役 職 名	氏 名
1	学識経験者	今治明德短期大学学長	◎泉 浩徳
2		今治市医師会 今治市小児科医会会長 (医療法人あおい小児科院長)	○青井 努
3	関係団体の 代表者	今治市民生・児童委員協議会主任児童委員部会部長	砂田 ひとみ
4		今治市社会福祉協議会地域福祉課長	小池 由貴
5		今治市小・中学校長会副会長	大澤 宏伸
6		今治市・上島町保育協議会会員	龍田 三津子
7		今治地区私立幼稚園協会	越智 瑞啓
8		今治市連合自治会会長	田中 弘
9		今治市母子寡婦福祉連合会会長	清水 正恵
10		今治市青少年団体連絡協議会副会長	日野 郁子
11		今治市PTA連合会会長	中川 豊和
12		今治市児童クラブ連絡協議会会長	田中 嘉男
13		今治市手をつなぐ育成会副会長	矢野 信子
14		今治商工会議所専務理事	松本 義秀
15		あすなろ学園園長	梶原 淳一
16		特定非営利活動法人 NPO今治センター理事長 (いまばりファミリー・サポート・センター)	別府 武士
17	子育て支援対策への 意欲を有する者	公募委員	重松 仁美
18		公募委員	ピース 恵利

◎：会長、○：副会長

(2) 今治市子ども・子育て会議「未来子育て部会」

令和3年7月20日～令和4年3月31日

番号	区 分	役 職 名	氏 名	備 考
1	学識経験者	今治明德短期大学 学長	◎泉 浩徳	子ども・子育て 会議委員 会長
2	関係団体の 代表者	今治私立幼稚園協会 会長	越智 瑞啓	子ども・子育て 会議委員
3		今治市・上島町保育協議会 会員	龍田 三津子	子ども・子育て 会議委員
4		今治市PTA連合会 会長	中川 豊和	子ども・子育て 会議委員
5	まちづくり 支援関係者	今治商工会議所女性会 会長	村上 ひかる	子ども・子育て 会議臨時委員
6		創作クラブ Grian(グリアン) 代表	田窪 良子	子ども・子育て 会議臨時委員

◎：部会長

(3) 庁内ワーキンググループ「プロジェクトチーム会議」

令和3年6月～令和4年3月

番号	関係公募	役 職 名	氏 名
1	関係	総務部 人事課 給与厚生係 保健師長	村上 八千代
2	関係	企画財政部市民が真ん中課 国家戦略特区推進係 主査	神野 卓
3	関係	企画財政部 未来づくり課 デジタル戦略室 室長	◎山本 浩二
4	関係	企画財政部 朝倉支所住民サービス課 住民福祉担当 保健師	近藤 美香
5	関係	企画財政部 大三島支所住民サービス課 住民福祉担当 保健師	岩城 文香
6	関係	健康福祉部 福祉政策課 企画係 係長	楠橋 洋子
7	関係	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 主事	有本 大
8	関係	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 係長	村上 洋平
9	関係	健康福祉部 保育幼稚園課 認定係 主査	新居田 寛人
10	関係	健康福祉部 保育幼稚園課 鳥生保育所 副主査	二宮 飛鳥
11	関係	健康福祉部 生活支援課 保護担当 主事	青井 裕基
12	公募	市民環境部 リサイクル推進課 減量推進係 主事	小島 友理恵
13	公募	市民環境部 生活環境課 管理係 主査	膳 佳寛
14	関係	産業部 観光課 観光係 主査	上田 勝大
15	公募	農水港湾部 農業土木課 土木担当 技師	齋藤 弘奈
16	関係	都市建設部 用地管理課 用地担当 係長	正岡 俊二
17	公募	上下水道部 下水道工務課（下水道管理事務所）水質係 技師	毛利 光
18	関係	教育委員会事務局 学校教育課 指導係 指導主事	福本 友美

◎：プロジェクトチームリーダー

4-2 先進事例調査（基礎調査）の結果

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R2 国調	合併 状況	取組内容
1	北海道 滝川市	■保健福祉部 ・福祉課 ・子育て応援課 ・介護福祉課 ・健康づくり課 子育て世代包括支援センター 子育て応援課/健康づくり課 ↓ 子ども家庭総合支援拠点	39,533	なし	■気軽に立ち寄ることができ、相談できる場を提供 ・個々の母子に対するきめ細やかな相談を行うため、保健センター内に専用相談室「たきかわっこルーム」を設置 ■一人ひとりに丁寧に関わり、出会いを大切に寄り添ったサポート ・妊娠中に全員に2回面接（母子健康手帳交付時と妊娠24～28週ころ）を実施し、不安や疑問、悩みを見逃さないよう、丁寧な対応に配慮している ・支援の必要な妊婦には、電話、訪問等でより細やかな支援を継続的に実施 ■切れ目ない子育て支援の充実のための健康づくり課母子保健担当と子育て応援課の協働 ・従来事業の評価、新規事業計画のための事業企画評価ワーキング月1回開催 ・妊産婦の必要な支援検討や情報交換のためのコーディネーター連携会議月1回開催 ・健康づくり課母子保健担当による妊婦ケース検討会議月1回実施 ■従来の子育て支援事業案内冊子を見直し、新たに「子育てガイド」を編集 ●工夫点 ・母子健康手帳交付時マニュアルの見直し ・母子保健部門と子育て部門合同による事業企画、評価ワーキング、コーディネーター連携会議の定期開催 ・利用者目線に立った子育てガイドの再編集 ・わかりやすいネーミング、チラシ、広報 ※もともと子育て応援課と健康づくり課で行っていた子育て世代包括支援事業を子ども家庭総合支援拠点へ移行（第二期子ども・子育て支援事業計画）
2	山形県 酒田市	・健康課 ※子育て世代包括支援センター ・子育て支援課 ※子ども家庭総合支援拠点	100,320	1市 3町	■各種相談：母子健康手帳交付時相談/随時相談/さかたすくすくベビーギフト贈呈 ■産前産後サポート：訪問型産前・産後サポート/母乳ミルク相談室/ぎゅっとサロン/産後の骨盤ケア教室 ■産後ケア（宿泊型） ■妊産婦支援会議 ■妊娠出産包括支援事業年とワーク会議 ●工夫点 ・ポピュレーションアプローチの強化 いつでも誰でも立ち寄ることができる場 ・状況は常に変化、リスクの有無にとらわれず寄り添う支援 ・ギフト贈呈時に妊娠後期面談 産前産後の相談やサービス紹介を行う

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
					- 顔の見える関係づくり 専任スタッフ4名が対応 必要に応じ、地区担当保健師へつなぎ、切れ目ない支援を継続 - わかりやすいネーミングと専用ルーム 「お母さんが子どもをぎゅっと抱きしめる」「地域全体で家族をぎゅっとサポート」という思いを込めた専用ルームは、相談しやすさ、オープンな雰囲気を持ちつつも、プライバシーへの配慮を工夫 ※令和3年4月1日、子ども家庭総合支援拠点開設
3	福島県 伊達市	■教育委員会 ●こども部 ・こども未来課 ・ネウボラ推進課 ■市庁部局 ●健康福祉部 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・国保年金課 ・健幸都市づくり課 ・健康推進課 ・新型コロナウイルス対策課 ※子育て世代包括支援センター ネウボラ推進課/健康推進課	58,250	4町	■基本的な考え方 柱1 寄り添う支援 ①ネウボラ保健師による切れ目のない寄り添った支援 ・妊娠届出から担当のネウボラ保健師が全員に面接し、その後も継続して支援する ・母親が気軽に相談できるようにネウボラ保健師は携帯電話を持ち、担当する親子へ連絡先と顔写真が入った名刺を渡しアクセスしやすくする（電話相談における携帯電話の利用率54.4%） ②育児パッケージ贈呈による妊娠期からの支援 ・妊娠32週以降に担当のネウボラ保健師が育児パッケージを持って妊婦へ全数家庭訪問 ③産後の母親の心身のケアの強化 ・産後ケア事業（アウトリーチ型）実施 産後できるだけ早期から助産師が家庭訪問（利用者数実120人延225人） ・産前・産後サポート事業実施 利用者数延498組 ④きめ細やかな相談機会の充実 ・様々な手段で様々な職種が親子に関わり、育児不安の解消につなげる 柱2 保健と保育の一体化 ①関係機関とのネットワークを構築 ・主管課は健康推進課であるがこども部の一部へネウボラ併任辞令を発令し、一体となって事業を展開する体制と定例会の開催 ②子どもの発達を促す取組 ・保健と保育の部署が一体となって子どもの発達の課題と解決策の協議を実施 ●工夫点 ①切れ目なく支援ができる事業の展開 ・妊娠期から関わり顔が見える関係をつくる ・担当のネウボラ保健師の配置 ・次の支援につながりやすい事業の構築 ②気軽に相談できる体制の構築

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
					・気軽に相談できる雰囲気の相談機会の充実 ③育児の楽しさや喜びを感じられる事業の展開 ④市の子育て支援を母子保健と児童福祉が一体となって進めていく組織体制 ・併任辞令の発令 ・定例会の開催 ※子ども家庭総合支援拠点については、第二期子ども・子育て支援事業計画に設置予定と掲載
4	茨城県 古河市	■福祉部-福祉事務所 ・福祉推進課 ・社会福祉課 ・障がい福祉課 ・高齢介護課 ・子ども福祉課 ・子育て包括支援課	139,396	1 市 2 町	■母子保健相談支援事業 ・母子健康手帳の交付の際、情報把握のために妊娠届出をした妊婦全員にアンケートを実施 ・予想外の妊娠や若年・高齢出産、支援の有無などを聴取し、スクリーニングすることでハイリスク妊産婦を把握する ・電話や訪問等で、妊産婦等の相談に対応し、本人の置かれている状況や意思を確認し、必要な情報の提供とサービスの案内を行う ・早期に支援の方法を探り、ハイリスク妊産婦に対しての支援体制づくりをする ■産前・産後サポート事業 ・双子対象の育児教室を実施する ・母子保健相談支援事業において、出産前から関わることで、身近に相談できるものがない状況や、家庭や地域で孤立が予想され支援を必要とする者の把握が容易になるため、既存のマタニティスクールや両親学級等の事業を活用し、産前から産後の母子へのケア及び育児支援の充実を図る ・また、双子以外の親子への支援としては、既存の医療機関での育児サロンの利用を勧める他、個別相談により対応する ■産後ケア事業 ・宿泊型は、産科医療機関の空きベッドを利用して、育児のサポート（授乳指導、沐浴、育児相談）や乳房ケア、母体の休息、その他、家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談支援を実施 ・訪問型は、経産婦等の宿泊型を希望しない産婦で、宿泊型と同様のサービスが必要なケースには助産師等による訪問により育児相談等を実施する ※令和4年度末までに子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて体制構築中

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
5	群馬県 桐生市	■保健福祉部 ・健康長寿課 ・福祉課 ・医療保険課 ■子どもすこやか部 ・子育て支援課 ※子ども家庭総合支援拠点(保健福祉会館内) ・子育て相談課 ※子育て世代包括支援センター ・青少年課	106,524		■産前産後や子育て期の両親の心身を継続サポート ・妊娠届出時の保健師全数面接 ・要支援妊婦へのプラン作成 ・妊娠中の助産師訪問や地区担当保健師の訪問、両親学級 ・出産後の産婦健診、地区担当保健師の全数訪問、母乳外来助成 ・産後ケア事業 ・子育て期の育児相談やNP(Nobody's Perfect)プログラム、ペアレントプログラム等 ●工夫点 ・あらゆる場面で地区担当保健師を紹介 ・月に1回の子育て世代包括支援センター連携会議で 要フォローケースの情報共有 ・妊娠届出時、新生児訪問時にセルフプランを配付 ・要支援プランをコーディネーターと地区担当で共同作成 ・産婦健診と新生児(乳児)訪問でEPDSを実施し継続的に 産婦のメンタルヘルスチェック ■健康な家庭から支援が必要な家庭まであらゆる家庭環境の親子の支援ができる ・同一館内に母子保健型、基本型、加えて市区町村子ども家庭総合支援拠点も配置されている ・各部署が連携しながら家庭が置かれている状況に応じた支援を提供できる ※すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を桐生市保健福祉会館内に設置 ※また、同会館に「子育て世代包括支援センター」があり、妊娠期から子育て期までの支援について、ワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制を整備
6	群馬県 館林市	■保健福祉部 ・社会福祉課 ・高齢者支援課 ・介護保険課 ・こども福祉課 ※子ども家庭総合支援拠点 ・健康推進課 ※子育て世代包括支援センター(保健センター内) ・保険年金課	75,335	なし	■母子保健相談支援事業 ・様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期までの総合的情報提供や支援を行えるよう、母子保健コーディネーターを配置し、次のことを行う ①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供 ②複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐ ③必要に応じて、定期的なフォローを行う ■産前・産後サポート事業 ・保健師、看護師等による相談支援や、シニア世代による支援により、妊産婦の孤立感の解消を図るため、次の事業を行う ①妊産婦の妊娠中・育児期の不安解消、あるいは虐待早期発見につなげる妊娠中・出産後28日までの全戸訪問

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R2国調	合併 状況	取組内容
					②産前又は産後の体調不良等のため、家事、育児を行うことが困難な妊産婦に、子育てのノウハウを持ったシニア世代等を活用した産前・産後サポーターを派遣し、家事等の援助を行う産前・産後サポーター派遣事業 ③妊娠中から子育て期の様々な情報を定期的にメール配信する子育て情報配信事業 ④子育て支援ボランティアや子育て支援に係る関係者及び広く市民に子育ての情報提供する子育て支援講演会事業 ■産後ケア事業 ・「安心して産み育てられるまち」にするため、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う ・産科を退院した直後の産婦に対し、健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、日帰りによる心身のケアや休養等の支援を実施 ・産後2か月未満で、日中、赤ちゃんとも2人で過ごすことが心配な方を対象に館林厚生病院及び近隣の助産院にてデイケア（日帰り）実施 ※子ども家庭総合支援拠点については、第二期子ども・子育て支援事業計画に設置予定と掲載
7	埼玉県 ふじみ野市	■こども・元気健康部 ・子育て支援課 ・保育課 ・保健センター	113,640	2市	■関係機関につなぐための協働と子育てサービスの情報提供 ■母子健康手帳交付後の台帳整備、乳幼児健康診査や子育て支援センター利用状況の把握を可能とした健康管理システムの導入 ■基本型と母子保健型を子育て世代包括支援センターにて対応 ■子育てサポーターとして市民ボランティアの養成 ※平成31年4月、「ふじみ野市子ども家庭総合支援拠点」を開設
8	埼玉県 和光市	■子どもあんしん部 (福祉事務所) ・ネウボラ課 ※子育て世代包括支援センター ・保育サポート課 ・保育施設課 ■保健福祉部 (福祉事務所) ・地域包括ケア課 ※子ども家庭総合支援拠点 ・社会援護課 ・長寿あんしん課 ・健康保険医療課	83,997	なし	■母子保健相談支援事業 ・面接時にハイリスク要因をアセスメントをし、ハイリスク者にはプランを作成する ・コミュニティーケア会議子ども部会を経て、支援につなげるとともに、継続的に状況把握を行い、見守っていく ■産前・産後サポート事業 【パートナー型】 ・コーディネーターのアセスメントによって要支援と判断された者等に対し下記を実施する ①助産師等による専門性の高い相談 ②助産師が在駐する産前産後ケアセンターで、一時保育の対象外となる生後56日までの乳児の一時保育 【参加型】 ・地域の子育て支援センター及び産前産後ケアセンター（わこう助産院）にてプレパパママ教室、赤ちゃん学級等の実施

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R2国調	合併 状況	取組内容
					■産後ケア事業 ・産前産後ケアセンター（わこう助産院）にて、産後ショートステイを実施し、母体の健康管理と心のケアや育児に関する指導など適切なサポートを行う ・産後デイケアでは、専門的な育児指導を実施する ・同じ境遇の仲間と過ごすことによるグループダイナミクス効果とともに、地域での妊婦同士の仲間づくりできる ・アウトリーチ型では産後デイケアに参加できない者に対して訪問型の支援を行う ・看護型とヘルパー型の2タイプを必要性に応じて使い分ける ・産後うつ傾向妊婦の見守りや育児不安等に対応する工夫などを自宅での実践を通し学ぶ機会とする ※子ども家庭総合支援拠点については、第二期子ども・子育て支援事業計画に設置予定と掲載 担当課は子育て支援課
9	埼玉県 本庄市	■保健部 ・保険課 ・健康推進課 ・子育て支援課 ※子育て世代包括支援センター（健康推進課と子育て支援課が連携） ・保育課	78,624	1市 1町	2018年より、保健センター（健康推進課）と子育て支援課は、地域での子育てを家族と一緒に考えるため保健センターへは、新たに 保健師・助産師、子育て支援課へは、新たに利用者支援員・保健師を配属 ■保健師・助産師・栄養士等の専門家が子育てを応援：保健センター（健康推進課） ・母子手帳交付/おや親タマゴ/子育て応援モバイルサイト ・赤ちゃん訪問/育児学級/すくすく相談/乳幼児健康診査・相談 ・保健師・助産師対応窓口 ■子育ての悩み事や利用できるサービス案内：子育て支援課 ・子育て支援センター/児童センター ・利用者支援員対応窓口
10	千葉県 浦安市	■福祉部 ・社会福祉課 ・障がい福祉課 ・障がい事業課 ・高齢者福祉課 ・高齢者包括支援課 ・介護保険課 ※地域包括支援センター2か所（子育て世代包括支援センターに該当） ■健康子ども部 ・こども課 ・保育幼稚園課 ・青少年課 ・健康増進課	171,424	なし	■母子保健相談支援事業 ・市内を3圏域に分け、エリアマネージャーの保健師が母子保健コーディネーターの機能を兼ねる ・既存の庁内相談者会議等を活用しながらネットワーク構築を図る ・妊娠届出時に保健師とケアマネージャーと一緒に「子育てケアプラン」を作成・提供しながら、子育て支援や相談窓口を周知し、必要に応じて継続支援を行う ・その後は出産前後2か月時、1歳のころにプランの見直しを行う ■産前・産後サポート事業 ・子育て・家庭支援者養成講座修了者で、かつ産前・産後サポートに必要な講義を修了した者が家庭訪問し、身近な支援者がいない育児不安が強い母親の子育ての悩みや不安の解消に向けて支援する ■産後ケア事業 ・支援者が身近になく、育児不安の強い産婦を対象に、出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、専門職（助産師等）が母体のケア、乳児ケア、育児サポートなどきめ細かい支援を行う

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
		・母子保健課 ・国保年金課 ※子ども家庭支援センター（こども家庭総合支援拠点に該当）			・産後の疲れた身体を癒やし支援を受けることで、母児の愛着形成の促進やゆっくり体調を整えながら育児のできる環境を整える ※「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行うとされており、浦安市では、利用者支援事業の母子保健型と基本型の2か所をセンターとしている ※「こども家庭総合支援拠点」は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点とされ、浦安市では、こども家庭支援センターを拠点とする
11	東京都 八王子市	■子ども家庭部 ・子どものしあわせ課 ・児童青少年課 ・保育幼稚園課 ・子ども家庭支援センター ・子育て支援課 ■医療保険部 ・保健福祉センター	579,605	なし	■平成 28 年度より、医療保険部保健福祉センターと子ども家庭部子ども家庭支援センターが中核となり、八王子版ネウボラ事業を開始 ・全妊婦を対象に妊婦面談を実施、育児パッケージ「はち☆ベビギフト」を配布 ・10 代の妊娠、精神疾患等で、出産後養育に支援が必要と判断される妊婦に対して対応するため、「特定妊婦支援会議」を開催 ・気楽に相談できるコールセンター「はちおうじっ子 子育てほっとライン」を開設 ・乳幼児期から就学、進学、就職などの節目で困ることがないように、「はちおうじっ子 切れ目のない支援事業(マイファイル事業)」を開始 ・産後のサポートが得られない母子に対して、助産師が心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業の実施 ※3か所の保健福祉センターと6か所の子ども家庭支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置付けている ※また、子ども家庭総合支援拠点としての機能も兼ねている
12	東京都 東村山市	■子ども家庭部 ・子ども政策課 ・子育て支援課 ・子ども家庭支援センター ・子ども育成課 ・児童課 ・子ども保健・給付課 ※子育て世代包括支援センター	151,941	なし	■妊娠届出時における専門職（助産師・保健師）による全数面接 ■妊産婦相談電話の開設 ■訪問型産前・産後サポート事業「ゆりかご訪問」 ■地域連携 ■その他 集団相談型産前・産後サポート事業「ゆりかご多胎児の会」/地域への出張相談会「ゆりかごキャラバン」/母乳相談（個別型・集団型）/エンジョイ孫育て講座 ●工夫点 ・親しみやすいキャラクターを用いた広報 「ゆりかごひがしむらやま」のブランドメッセージである、キャラクターを活用し、市民にとって直感的にわかりやすい広報を実施 ・対応職員名（職種）の表示

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
					母子健康手帳交付（妊婦面接）時に、担当者名を表示する等、顔の見える関係で次の相談につなげやすい環境づくり（専門職による面接であることの広報） ※子ども家庭支援センターにて子ども家庭総合支援機能は網羅
13	富山県 富山市	■福祉保健部 ・福祉政策課 ※子育て世代包括支援センター（7つの保健福祉センター内） ・生活支援課 ・指導監査課 ・障害福祉課 ・長寿福祉課 ・介護保険課 ・保険年金課 ・地域福祉課 ■こども家庭部 ・こども支援課 ・こども福祉課 ・こども保育課 ・こども健康課 ※子ども家庭総合支援拠点	414, 171	1 市 4 町 2 村	■医療・保健・福祉・教育等関係機関の顔の見える関係づくり ・医療機関との連携会議（産婦人科医、小児科医、精神科医、助産師等と保健分野との検討会） ■妊娠前・妊娠早期・産後の支援の強化 ・子どもを生み育てやすい企業の育成事業 ・妊娠・出産を考えるフォーラム ・子育て世代包括支援センターの機能強化（専任職員の配置） ・母子健康手帳交付時からの支援（ママ手帳の配付） ・産婦健康診査の開始 ・産前産後等養育支援訪問事業による支援（育児・家事援助） ・ベビーボックスプレゼントによる支援 ・産後ケア応援室での支援 ■地域とのつながりをつくり、安心して子育てできる環境づくり ・母子保健推進員による「仲間づくりの赤ちゃん教室」 ・まちぐるみ子育て応援事業（地域共生推進事業） ■情報が多様化していることから、正しい情報を伝える仕組みづくり ・「育さぼとやま」（母子健康手帳アプリ） ■子育てに関する制度やサービスの充実 ・保育園、幼稚園、子育て支援センター等の身近な場所で気軽に相談できる機会を充実 ●工夫点 ・子育て世代包括支援センターの周知 母子健康手帳の交付を子育て世代包括支援センターで受けるよう医療機関から妊婦に周知 ・ママ手帳の配付 子育てケアプランの作成や地区担当保健師の紹介 ・妊産婦支援連絡票を用いた支援 気がかりな妊産婦は医療機関と連絡票を用いて情報共有 ・ベビーボックスプレゼントによる支援 赤ちゃんの誕生を祝福するとともに、育児の相談や支援を行うきっかけにする

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
14	山梨県 甲斐市	■子育て健康部 ・健康増進課 ※子育て世代包括支援センター ・子育て支援課 ※子ども家庭総合支援拠点	75,343	3 町	■健康増進課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健コーディネーターを配置 ■母親同士、保健師と母親の顔のつながる機会となる日帰り型産後ケア事業の実施 ■医療機関から市への至急連絡の仕組みとなる産婦健康診査費助成事業の導入 ■甲斐市版ネウボラ事業推進協議会を設置し、関係機関との顔つなぎや各部署の活動の理解、課題を共有 ※令和3年度より、子育て支援課と健康増進課を隣接させ、一層の連携を図るとともに、子育て支援課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待、幼児発達等の子育てに関する相談体制を強化
15	長野県 須坂市	■教育委員会 ・学校教育課 ・子ども課 ※子ども家庭総合支援拠点 ■健康福祉部 ・福祉課 ・高齢者福祉課 ・健康づくり課 ※子育て世代包括支援センター	49,583	なし	■母子保健相談支援事業 ・市に母子保健コーディネーター（保健師）を配置し、母子健康手帳交付時にすべての妊婦を対象に面接相談を実施して、妊娠・出産・子育てに関する悩みを把握し、ニーズに合った情報提供を行う ・また、支援計画の作成を行い、関係事業との連携を含め包括的に支援する ・現在、県立須坂病院と連携し、エジンバラ産後うつ病質問票を共通に導入し、病院退院時、新生児・乳児訪問時、1 か月健診時に実施 ・また、定期的に小児科及び産科医師、助産師、看護師、行政の保健師等が参集し、周産期メンタルヘルス実務検討会を実施している ・さらに、妊娠期から産後まで継続して医療機関と連携できるようなネットワークを充実させる ■産前・産後サポート事業 ・母子保健コーディネーターや地区担当保健師と連携して、助産師等が妊産婦宅を訪問し、産前産後の心身の不調や悩みに対し、発達、養育等に関する相談を受ける ・子どもの一時預かり等については既存のファミリー・サポート・センター事業との連携や他の関連サービスとの調整を行う ■産後ケア事業 【対象者】 ・市内に住所のある、出産後から3 か月未満の母子で、出産後の育児や体の回復について不安がある方や、家族からの支援が受けられない方 【事業内容】 ・現在市外の民間助産院に産後ケア事業の宿泊型を委託しているが、身近な場所で提供できるようさらに長野県立須坂病院を委託先として拡大 ・宿泊型は、空きベッドを活用し、体調不良又は育児不安等のある産婦の健康管理指導、育児に関する指導等のサポートを行う ・デイサービス型は、乳房ケアや授乳指導を含め、心身のケアや育児相談に対応する ※子ども家庭総合支援拠点は、令和3年度より着手

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
16	静岡県 三島市	■ 社会福祉部/福祉事務所 ・福祉総務課 ・子育て支援課 ・子ども福祉課 ・障がい福祉課 ・発達支援課 ■ 健康推進部 ・健康づくり課 ※子育て世代包括支援センター（健康推進部保健センターに設置）	107,851	なし	■ 母子保健相談支援事業 ・市保健センターでは、母子健康手帳交付時から、保健師による個別相談を行い、全妊婦の健康・環境等を把握し、その後のフォローを実施している ・より質の高い相談支援事業を提供するとともに、関係機関との連携を充実するため、母子保健コーディネーターを配置し、手厚い支援を要する者に対して、母子保健支援調整会議により支援計画の策定及びその共有化を図る ・妊産婦が出産・子育てを行う上で心身ともに健康で充実した日々が過ごせるよう、社会資源を発掘・集約した情報紙を作成し広く市民に提供している ■ 産前・産後サポート事業 ・現在、市保健センターでは、妊産婦から新生児訪問及び健診・相談等によりフォローが必要な場合、子育てママ応援事業等による訪問や各種個別相談を実施している ・しかし、核家族化による孤立感や高齢妊娠による不安を抱える妊婦も増えており、産前産後の心身の不調や悩みを抱える母親に対し、時間をかけ継続した相談支援をしていく必要がある ・そこで、対象者を正確にフォローし、また他事業との連携・調整を円滑に図るため職員を配置する ■ 産後ケア事業 ・母児退院後、育児不安等による心身等の不調や家族の手伝いを得られず今後の生活に不安や心配を抱える産婦等の支援が十分ではない現状にある中、市内の出産取扱件数に余裕のある産婦人科診療所内に宿泊・通所による産後ケア事業を整備し、安心・安全な産後の生活を提供する ※市内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置 ※現在、「子育て世代包括支援センター」や「家庭児童相談室」において、子どもに関する相談・支援にあたっており、必要に応じて児童相談所とも連携することで対応しているが、「子ども家庭総合支援拠点」が設置されることに伴い、相談・支援体制をより一層強化する
17	静岡県 富士宮市	■ 保健福祉部 ・福祉企画課 ・高齢介護支援課 ・障がい療育支援課 ・福祉総合相談課 ・子ども未来課 ※子育て世代包括支援センター ・健康増進課	128,147	1 市 1 町	■ 妊娠期から子育て期にかけ母親が不安・大変とした「児の世話・授乳」へのサポート ・産後ケア事業（通所型）、産前産後サポート事業の新規事業の実施、子育て応援ヘルパー等の紹介 ・健康増進課等の面接や家庭訪問、関係機関からの情報収集や連絡票を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を把握 ・健康管理システムを活用しての情報管理 ・子育てに関係する機関や団体への社会資源情報の共有 ・すべての妊婦と乳児を対象とした母子健康手帳交付時と乳児家庭全戸訪問時の利用計画作成支援や支援プランに基づくサービスの利用と支援

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
					■支援技術の向上 ・地区活動として地域の子育て支援拠点、関係団体等と連携 ・利用者支援事業（基本型）の子育て世代包括支援センターコンシェルジュとの連携 ・妊産婦や保護者の個別の状況に丁寧に対応し、必要時個別の状況に応じた支援プランの作成 ■地域ぐるみの子育て ・地区担当制による地区活動の推進 ・関係機関や市民団体に子育て世代包括支援センターの機能を周知 ・関係機関とのネットワーク構築として子育て世代包括支援センター関係機関情報交換会の開催 ・子育て応援したい（隊）講座にて子育てを温かく見守り・気付き・つなげることの意識づけ ・祖父母に配布予定の「孫がつなぐ笑顔の輪子育て応援ブック」の作成 ●工夫点 ・一人で悩まないで相談案内チラシ（妊婦）の配布、専門職による母子健康手帳交付時の面接や乳児の計測・相談、子育て支援拠点等に出向いての相談等を継続し、妊産婦が気軽に利用できる場を維持 ・母子健康手帳交付及び乳児家庭全戸訪問事業実施職員や子ども福祉部署の職員等による事例共有及び事例検討の実施 ・地域の子育て力向上に向けて、子育ての課題を共有する等既存の機会の活用（保健委員研修会、地区活動、主任児童委員との連絡会、公立保育園とサロンの情報交換会、宮っ子育て応援講座、民生委員児童委員協議会各地区定例会等） ※子ども家庭総合支援拠点の設置不明
18	三重県 名張市	■福祉子ども部 ・医療福祉総務室 ・生活支援室 ・介護・高齢支援室 ・障害福祉室 ・地域包括支援センター(まちの保健室) ・健康・子育て支援室 ・子ども家庭室 ・保育幼稚園室 ・子ども発達支援センター	76,414	なし	■母子保健相談支援事業 ・保健師や助産師を母子保健コーディネーターとし、身近な地域に配置するチャイルドパートナー（看護師）の指導や研修、地域づくり組織・子育て関係機関、医療機関との連携の強化と産前産後サポート事業や産後ケア事業を実施し、妊婦の段階から育児不安等を抱える者の早期発見と支援を行う ■産前・産後サポート事業 ・シニア世代等の地域住民を、育児協力者として育成（例：親子教室等の開催、個別相談、有償ボランティア、託児ボランティア等）そのために、地域づくり組織やまちの保健室と連携し、15地域ごとに既存の子育て支援を整理し、今後必要とされる子育て支援の検討を行い産前・産後サポートとして利用ができる体制を構築 ■産後ケア事業 ・宿泊型：2産科医療機関の病床の一部を借り上げることにより、産褥期における心身の不調や休養等が必要な者に対して、宿泊型のレスパイトや育児支援（授乳指導等）のサービスを提供

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
					・参加型：助産師や看護師による乳房ケアや育児・健康相談会を参加型で実施、こども支援センターやマイ保育ステーションなども支援の場として活用することで他の子育て支援事業と連動 ※子ども家庭総合支援拠点：児童虐待を始めとした児童に関する支援を一体的に担う拠点として、令和4年度整備に向けて検討
19	滋賀県 長浜市	■社会福祉部/福祉事務所 ・健康推進課 ※子育て世代包括支援センター ・地域医療課 ・健康企画課 ・子育て支援課 ・しょうがい福祉課 ・社会福祉課	113,719	1市 7町	■母子保健相談支援事業 ・母子保健コーディネーターを配置し、支援ネットワークの構築と妊産婦の相談支援 ・母子健康手帳発行時に妊婦に「おたずね票」を記入してもらい、妊娠期からの支援が必要なケースについて把握、対応している ・また、必要時応じて市から産科医療機関へ情報提供を行い、医療とも連携して支援している ・市内産科医療機関、医師会、開業助産師との連絡調整会議を開催 ■産前・産後サポート事業 ・妊産婦、乳幼児の育児相談広場を開催し、助産師、保健師、看護師、保育士、栄養士、歯科衛生士等の専門職が相談に応じる ・特に、助産師、保健師、保育士は、子どもの発達・養育等に関する相談に応じる ■産後ケア事業 ・助産師、保健師等の訪問型サービスで産婦の心身のケアと育児相談に応じる ・必要に応じて、心理士の助言を行う ※令和3年度児童相談所の体制強化、専門性強化とともに、市町村の体制強化として子ども家庭総合支援拠点を設置
20	滋賀県 近江八幡市	■福祉子ども部 ・福祉政策課 ・援護課 ・障がい福祉課 ・幼児課 ・子ども支援課 ・長寿福祉課 ・介護保険課 ・健康推進課 ※子育て世代包括支援センター(市民保健センター内)	81,170	1市 1町	■総合相談 ・母子保健型（助産師）と基本型（幼稚園教諭）が同じ場所に事務室を置き、一体的に実施 ・必要に応じ健康推進課の地区担当保健師や管理栄養士などの他職種に相談をつなぐ ■予防ケアマネジメント ・母子健康手帳発行時にすべての妊産婦等の面接を実施し状況を把握（助産師又は保健師） ・関係機関と協力（ハイリスク妊婦は健康推進課の地区担当保健師へつなぎ、支援プランを作成） ・月1回妊産婦支援検討会を開催（ハイリスク者の支援プラン検討及びモニタリング、評価） ・連携会議（年2回）（ハイリスク妊産婦の支援体制等について協議（市内医療機関及び助産所助産師））

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R2国調	合併 状況	取組内容
					■妊娠出産包括支援事業 <産前産後サポート事業> ・地域助産所相談（市内助産所4か所に業務を依頼）：電話や助産所来所にて乳房ケアなどの妊産婦の相談にタイムリーに対応 ※平成30年度からは低月齢の児を持つ母親を対象に訪問対応も開始 ・産後ママのほっとサロン（概ね6か月までの子どもを持つ母親を対象）：助産師・保健師・幼稚園教諭が母の体調や育児の相談・対応により、子育て支援事業への参加のきっかけづくりの場としている ・助産師巡回相談：各子どもセンターへ助産師を派遣し、相談・対応の実施 <産後ケア事業>医療機関や助産所に委託 ・体調や育児の相談・対応、サロンを実施（産後3か月までの体調不良や育児協力が得られないなどの産婦と児を対象）子育て支援事業への参加のきっかけづくりの場としている ●工夫点 ・市内助産所は原則地区担当制を取り、妊産婦の身近な相談場所となるように展開 ・専門職の情報収集、アセスメントの精度を均一にするため、母子健康手帳交付時マニュアルの見直しやアセスメント票を作成 ・対応する助産師や保健師一人に責任や負担がかかることがないよう、常にカンファレンスや情報交換を行いチームでの支援を実践 ※子ども家庭総合支援拠点を設置予定
21	京都府 亀岡市	■健康福祉部 ・地域福祉課 ・障がい福祉課 ・高齢福祉課 ・健康増進課 ■こども未来部 ・子育て支援課 ※子育て世代包括支援センター（保健センター内） ※子ども家庭総合支援拠点（保健センター内） ・保育課	86,197	なし	■妊娠期：母子健康手帳交付/妊婦電話（全員）/妊婦訪問/子育てマイプラン作成（全員配布）/支援プラン作成（要支援者）/プレママプレパパ講座 ■産後：ボディケア講座/母乳ケア講座 ■子育て期：子育てママパパ講座/シングル家庭相談サロン ●工夫点 ・ネットワーク会議開催により、市内の利用者支援事業（5か所）、地域子育て支援拠点事業（6か所）、主任児童委員等と関係づくりを行っている（年2回） ・課内においても、子育て世代包括支援センター担当、母子保健事業担当、家庭児童相談員、母子父子支援員とケース会議を行い、情報共有や支援検討を行っている（月1回） ・若い世代の方への情報収集手段として、FacebookやLINEでの情報提供を行っている ※同じ保健センター内に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を併設

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
22	大阪府 大東市	■保健医療部 ・高齢介護室 ・保険年金課 ・保険収納課 ・地域保健課 ※子ども家庭総合支援拠点(保健医療福祉センター内)	119,184	なし	・すこやかセンター3階にある「ネウボランドだいとう」は、妊娠・出産・子育てに関する総合窓口 ・妊娠がわかった時から、子どもが18歳になるまでの、子育てに関する情報提供窓口を一本化することで、子育て家庭を適切な機関につなぎ、必要なアドバイスを行うなど、スムーズで切れ目のない相談支援を行う ■マタニティライフサポートプラン ・助産師・保健師が母子(親子)健康手帳と妊婦健康受診券を渡す際、一人ひとりからゆっくり話を聞き、出産までの健診や相談、訪問などのマタニティライフサポートプランを作成し、妊婦とその家族が楽しく、充実した毎日を送れるように支援する ■出張相談事業 ・地域の子育て支援施設・保育園・幼稚園・認定こども園などにネウボランドだいとうの子育てコーディネーターが伺い訪問し、子育てに関する相談等を行う ■スクール・ソーシャル・ワーカーによる相談 ・ネウボランドだいとうではスクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、就学後の児童・生徒に関する悩みや問題を保護者や学校と協力しながら、問題の解決に努めている ■はろーベビィ事業(乳児家庭全戸訪問事業) ・生後0～4か月の乳児がいるすべての家庭にネウボランドだいとうの保育士が家庭訪問する ■にこにこ子育て訪問事業 ・生後6～8か月の乳児かつその家庭において第1子がいる家庭を対象に、住まいの近くの民生・児童委員、主任児童委員が家庭訪問する ・地域の子育てや子育てサロンの情報等を提供
23	大阪府 吹田市	■児童部 ・子育て政策室 ・子育て給付課 ・家庭児童相談課 ※子ども家庭総合支援拠点 ・保育幼稚園室 ・子ども発達支援センター ■健康医療部 ・健康まちづくり室 休日救急診療所 国民健康保険課 ・保健医療室 衛生管理課 地域保健課 保健センター ※子育て世代包括支援センター	385,787	なし	■妊娠届出から始まり妊婦の不安や悩みに寄り添う ・専任保健師・専任助産師を配置し、母子健康手帳交付時の妊婦全数面接 ・プレママ・産後ママ相談/妊娠後期支援レター ■産後のお母さんに対する主に生後2か月までの支援サービスの充実 ・助産師継続訪問(妊娠期1回及び産後最大4回まで継続で助産師が訪問) ・子育てサポーター養成研修(地域で子育てに協力する子育てサポーターを養成) ・プレママ・産後ママゆったりスペース開始(妊娠中から産後2か月ころまで参加できる母子が自由に交流できるスペース) ・産後ケア事業 市内及び近隣市の産科医療機関など6施設で実施 ■関係機関とのネットワーク構築 ・産前産後関係機関連携会議→支援方法や連携の在り方等の検討を行う(産科医療機関、産後ケア事業 協力医療機関、市医師会、府助産師会、府保健所等が参加)

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R2国調	合併 状況	取組内容
					- 平成30年度からは吹田版ネウボラ連携会議（子育て世代を取り巻く現状や支援情報の共有、課題の抽出その他課題の解決に向けた検討を行う（市児童部の関係室課と保健センターで構成）を立ち上げ） ●工夫点 - 毎月の母子保健担当保健師会議で専任保健師・専任助産師の動きや吹田版ネウボラにかかる事業の様子等を報告し、各保健師の地区活動に活かせるように情報共有に努めた - 利用者支援事業基本型の施設と会議を定期的に持ち、各機関の把握した課題を共有し、お互いの情報をそれぞれで伝えられるように工夫した - 民間企業と連携し、子育て支援の冊子を作成 - 今までは妊娠期間中にアプローチする機会が少なかったが、妊娠届出時の全数面接や妊娠後期に全数に文書を送付することで情報提供や相談につながるようになった ※令和2年度子ども家庭総合支援拠点開設
24	鳥取県 鳥取市	■健康こども部 - こども発達支援センター - こども家庭相談センター ※子ども家庭総合支援拠点 - 鳥取東健康福祉センター - 中央保健センター ※子育て世代包括支援センターこそだてらす - 保健医療福祉連携課 - こども家庭課 ●鳥取市保健所 - 生活安全課 - 健康支援課 - 障がい者支援課 - 総務企画課	188,614	1市 5町 2村	◆子育て世代包括支援センターこそだてらす【中央保健センター】 《妊娠期から子育て期（乳幼児期）までの切れ目ない相談支援》 - 利用者支援事業（母子保健型） - 主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う - 妊娠・出産包括支援事業 - 産前・産後サポート事業 - 産後サロン - 母子保健事業・発達相談 - 予防接種事業 - 地域子育て支援ネットワーク - 保健指導・子育て支援 - 子育て相談ダイヤル ◆こども家庭相談センター（子ども家庭総合支援拠点）【こども家庭相談センター】 《妊娠期から子育て期・学齢期から18歳未満の児童とその家族への切れ目ない相談支援》 - 子ども家庭支援 - 子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、家庭からの相談・必要な情報収集、調査及び指導を行う ①利用者支援事業（母子保健型）・・・子育て世代包括支援センター - 特に支援が必要な妊産婦及び乳幼児・学齢期、18歳未満の児童を対象に、地域の保健医療又は福祉・NPO法人等関係機関との連絡調整、相談支援を行い子ども虐待の防止を図る ②妊娠・出産包括支援事業

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R2国調	合併 状況	取組内容
					・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業 ③子育て相談ダイヤル ④母子保健事業と連携（新生児訪問、乳幼児健康診査） ⑤らくだクラブ（親と子の健やか推進事業） ⑥子育て支援事業（養育支援訪問事業、子育て短期支援事業） ⑦特定妊婦・要支援児童・要保護児童と家族への支援 2. 要保護児童等の通告相談受理と対応 3. 要保護児童対策地域協議会（調整機関）の運営 4. 妊娠 SOS 相談 5. 子ども家庭相談・支援、婦人相談・支援 6. DV 被害者相談・支援 ※令和2年5月7日に、駅南庁舎に鳥取市保健所と中央保健センター等の健康づくりと妊娠期から子育て期、学齢期から18歳未満の児童へと切れ目のない相談支援を一体的に行う「子育て世代包括支援センターこそだてらす」と子ども家庭支援や子ども発達支援を行う部署を同じフロアーに配置し、「健康づくりと子育て支援の総合拠点」として開設
25	島根県 松江市	■子育て部 ・子育て政策課 ・子育て支援課 ■福祉部 ・福祉総務課 ・家庭相談課 ※子ども家庭総合支援拠点 ・障がい者福祉課 ・生活福祉課	203,779	1市 7町 1村	■母子保健相談支援事業 ・母子健康手帳発行窓口に母子保健コーディネーターの配置（保健センター・保健福祉課等） ・望まない妊娠等、困った時のSOSが出せる場所、相談窓口、助産師ダイヤルの周知 ・高齢妊婦、産婦への対応マニュアル作成 ・妊娠期から学齢期までの健診結果等管理のためのシステム構築～教育委員会連携 ・不妊治療相談窓口の周知 ■産前・産後サポート事業 ・4か月児健診・乳幼児健康相談等での助産師・母子保健推進員による相談コーナーの設置（妊婦・産婦相談の実施） ・訪問型子育てサポート事業（依頼者の自宅での子どもの世話や家事） ・ファミリーサポート事業（まかせて会員宅でのこどもの預かり、保育施設への送迎） ・両親学級の充実 ・バースデイプロジェクトの充実 ■産後ケア事業 ・産後母子ダイケア：既存施設での専門職とボランティアスタッフによる、安心・安全な居場所の提供 ・宿泊型、滞在型施設確保に向けた医療機関、助産院への意向調査

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
26	岡山県 津山市	■ こども保健部 ・ 子育て推進課 ・ こども保育課 ・ こども子育て相談室 ※子ども家庭総合支援拠点 ・ 健康増進課 ※子育て世代包括支援センター	99,994	1 市 2 町 1 村	■ 妊娠期からの切れ目のない支援の実施 ・ 妊娠届出時、リスクアセスメントを行い、若年・高齢妊婦、望まぬ妊娠、未入籍等のハイリスク妊婦に対して、妊娠・出産に対する様々な悩みはないか、電話で状況を確認 ・ 必要に応じて、医療機関等の関係機関と連携し、支援している ・ 産後は生後1か月までに全数の家庭に電話連絡し、母子の健康状態の把握を行い、早急に支援が必要な場合には、地区担当保健師とともに訪問し、サービスの紹介や関係機関との連絡・調整等の対応を行う ・ 心身の不調や、育児不安がある場合には、養育支援会議で支援プランを作成し、定期的に支援の評価を行う等、切れ目のない支援を行っている ■ 産後のお母さんの心身のケアをサポート ■ 安心して子育てできるネットワークづくり ・ 児童館、子育て支援センター等の地域子育て支援拠点や妊産婦ケア事業スタッフ間で情報共有の機会を設けたり、各種研修を行い支援者全体のスキルアップにつなげている ・ また、支援が必要な利用者に対しては、情報を共有しながら適切な対応ができるように連携して支援している ・ 母子保健・児童福祉を所管する、こども保健部内で連携会議を行い、業務内容の共有や、面接の場面で支援が必要と判断した場合には相互に連携し支援できるよう体制づくりを行った ・ 同じ悩みを持つ保護者の仲間づくりを目的にダウン症児、ふたごの会の開催 ■ 周知 ・ 妊娠届出時、地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、医療機関等にリーフレットを配布 ・ 防災無線・FM ラジオでの放送や、市のホームページにも掲載（民生委員・主任児童委員会等の各種団体に取組内容の紹介を行う） ● 工夫点 ・ 母子健康手帳交付時マニュアルの見直し ・ 養育支援会議や教育委員会、こども課、子育て支援センター等の関係機関と連携した子育て支援者連携会議の開催 ・ 産科医療機関等との顔の見える関係づくり ・ 子育て支援者研修会の開催 ・ 利用者目線に立った資料作成 ※子ども家庭総合支援拠点は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どものいる家庭等からの子育てに関する相談を受け、児童相談所や健康増進課（子育て世代包括支援センター）等関係機関・部署等と連携し、必要な情報提供や支援を行う

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
27	山口県 山口市	■ こども未来部 ・ 政策管理室 ・ こども未来課 ・ 保育幼稚園課 ・ 子育て保健課 ※母子健康サポートセンター(子育て世代包括支援センター)	194, 110	1 市 5 町	■ 気軽に立ち寄ることができ、専門職の相談（母子保健相談）を受けることができる場を提供 ・ 個々の母子に対するきめ細やかな相談を行うため、保健センター内に専用スペースを確保 ■ 一人ひとりに丁寧にに関わり、出会いを大切に寄り添ったサポート ・ 悩みを抱える妊産婦さんを孤立させないため、妊娠・出産に関する様々な悩みについて電話及び メールで相談に対応 ■ 産前・産後のお母さんの心身のケアをサポート ・ 産後ケア事業は、産科医療機関等への委託により専門性の高いサービスを提供 ・ 産前・産後サポート事業で実施する参加型のサロンは、地域の開業助産師の協力を得て、出生数が多く転入が多い市南部の保健福祉センターで開催 ■ 関係機関とのネットワークの構築 ・ 新たな事業実施を契機に顔の見える連携をつくることができ、妊娠期からの情報提供件数が増加 ・ 保育所型・地域型の地域子育て支援拠点（市内 26 か所）のネットワーク連絡会議への参画 ・ 総合及び地域周産期母子医療センターとの定期的な情報交換 ● 工夫点 ・ 地域にとって必要な社会資源として発展することを目指した事業展開 ・ 母子保健事業との調整を行い、妊娠・出産包括支援事業が、より地域課題や市民ニーズに沿った事業となるよう検討を重ねる ・ 行政の「妊娠に関する相談窓口」としての位置付けを啓発、強化する ・ 柔軟に対応する積極的なアウトリーチを実践する ※子ども家庭総合支援拠点については、第二期子ども・子育て支援事業計画に設置予定と掲載
28	福岡県 春日市	■ 福祉支援部 ・ 福祉支援課 ・ 保護課 ・ 子育て支援課 ※子育て世代包括支援センター ※子ども家庭総合支援拠点 ・ こども未来課	111, 097	なし	■ マタニティクラスの変更 ・ 月 1 回、講座のみではなく、カフェ形式でお茶を飲みながら話ができる教室に変更 ■ 一人ひとりに丁寧にに関わり、相談しやすい手法の提案 ・ 悩みを抱える妊婦が自分に合った相談手法を選択できるように、電話、メール、LINE、来所、教室参加、訪問等、幅広い手法を取り入れた ■ 個人カルテファイルの一元化 ・ 妊娠届出書から就学前までの全データを集約するために、母子のカルテを紐づけた ■ 支援妊婦のフォロー ・ 電話・メール等/訪問/健康確認/入籍確認/転出確認 ● 工夫点 ・ センターの電話番号の登録依頼（全員） ・ 携帯電話の利活用

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
					・利用者目線に立った資料作成 ・要保護児童対策地域協議会との連携強化 ※令和3年4月から、子どもとその家族を対象に、より専門的な相談対応や継続的な支援を一体的に担う拠点として、春日市子ども家庭総合支援拠点を開設
29	福岡県 久留米市	■子ども未来部 ・総務 ・子ども政策課 ※子育て世代包括支援センター ・子ども保育課 ・家庭子ども相談課 ・青少年育成課 ・幼児教育研究所	303,496	1市 4町	■支援体制の一元化の実現 ・妊娠期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行うため、子ども未来部において母子保健事業と子育て支援事業を一元的に実施する ■ワンストップ相談窓口の設置 ・多様で複雑な不安や悩み、複合的な相談内容等に対応するため、助産師・保健師・保育士・社会福祉士・管理栄養士・教育職等の専門職員を一体的に配置したワンストップ相談窓口を設置 ■サービスプラン・支援プランによる支援 ・妊娠から出産後の子育て期まで、どのステージでどんな支援サービスがあるのかを一覧化したサービスプランを用いて、妊娠届出時と新生児訪問時に妊産婦が利用したいサービスのセルフプランを作成できるよう支援する ・特に手厚い支援が必要な方には、利用者が必要とする各種サービスの利用計画に併せて、関係機関による支援についても整理した支援プランを、保健師、社会福祉士、保育士等による専門職会議にて作成 ■産後サポートの充実 ■ネットワークによる総合的な支援 ・関係機関への挨拶回り、個別訪問 ・子育て支援機関等への定期的な出張相談や情報交換会の実施 ●工夫点 ・初回判定会議によるリスクレベルの決定 妊娠届出時の面談情報に基づくアセスメントシートを基にしたリスクのスクリーニングと「初回判定会議」によるリスクレベル及び初期支援方針の決定 ・母子健康手帳交付時マニュアルの見直し 面接や個別支援を行う保健師のスキルアップ ・子ども総合相談ケースの共有化 利用者支援基本型（主に18歳までの相談）で受け付けた相談で継続フォローが必要なものについて初回判定 会議で共有化し、初期支援方針、継続方針を決定 ・子育て支援団体との連携・出張相談等の実施 ※地域子育て支援拠点=子ども家庭総合支援拠点：子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う

No.	都道府県 自治体名	組織	総人口(人) R 2 国調	合併 状況	取組内容
30	佐賀県 唐津市	■保健福祉部 ・保健医療課 ・身近に医療支援準備室 ・福祉総務課 ・子育て支援課 ※子育て世代包括支援センター ・障がい者支援課 ・高齢者支援課 ・地域包括支援課 ・地域包括ケアシステム推進室 ・生活保護課 ・市民病院	117,431	1 市 5 町 2 村	■初対面の出会い（妊娠届）を大切に、妊婦に寄り添った面談 ・妊娠届出時の妊婦の面談は、必ず保健師、助産師、看護師が実施 ■妊娠・出産・育児に関する様々な悩みの相談に対応 ■社会的ハイリスク妊婦や支援が必要な産婦、乳幼児に対して支援計画を策定 ■支援が途切れないよう支援計画に沿ってきめ細やかなサービスを提供できているか管理 ・保健医療課内の地区担当保健師が妊娠期から支援開始 ■課内での情報共有 ・32名の保健師が同じ方向を見て支援できるよう情報共有し、協力体制を強化している ■関係機関とのネットワークを構築 ・周産期実務者部会の開催で、市内産婦人科医療スタッフと県の保健師との研修、意見交換を実施 ・子育て部門（子育て支援課、子育て情報支援センター）との定期的な情報交換 ●工夫点 ・電話での連絡が取れない時にショートメールを利用 ・利用者が担当保健師に気軽に相談できる関係性が築けるよう名刺の活用 ・母子健康カードを担当保健師とやり取りし、支援が途切れないよう管理 ・保健師のモチベーションが上がるようにサポートしている ・平成30年度から臨時助産師を母子保健コーディネーターとして1名増員 ・周産期実務者部会で顔の見える関係性を構築 ・事業を展開しながら課題に気づき、改善すべきことを明確化し、解決に向けて取り組んでいる ※子ども家庭総合支援拠点については、第二期子ども・子育て支援事業計画に設置予定と掲載

